

平成24年3月14日（水曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第4日目）

出席議員（17名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	欠番	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
財務課長	熊谷清一君
企画調整課長	小松良一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監 兼環境防災班長	櫻井光之君
総務管理班長	佐藤進君
教育長	小池満君
教育課長	亀井純君

事務局職員出席者

事務局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 4 年 3 月 1 4 日 (水曜日) 午前 1 0 時 1 5 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度松島町一般会計予算について
- 〃 第 3 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度松島町国民健康保険特別会計予算について
- 〃 第 4 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について
- 〃 第 5 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度松島町介護保険特別会計予算について
- 〃 第 6 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度松島町介護サービス事業特別会計予算について
- 〃 第 7 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度松島町観瀾亭等特別会計予算について
- 〃 第 8 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について
- 〃 第 9 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度松島町下水道事業特別会計予算について
- 〃 第 1 0 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度松島町水道事業会計予算について
- 〃 第 1 1 議案第 3 4 号 松島町介護保険円滑導入基金条例の廃止について (朗読説明)
- 〃 第 1 2 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度松島町一般会計補正予算 (第 1 4 号) について (朗読説明)
- 〃 第 1 3 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度松島町一般会計補正予算 (第 1 号) について (朗読説明)
- 〃 第 1 4 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について (朗読説明)
- 〃 第 1 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時15分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、ご苦労さまです。

平成24年第1回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。

松島町 XXXXXXXXXX ほか1名であります。

議事に入る前に議員の方々にご報告いたします。

予算審査特別委員長より、平成24年度各種会計予算案の審議中に国民健康保険特別会計予算の議案書の一部に誤りがある旨の報告があり、議長として説明書の軽微な修正と判断し訂正を認めましたので、報告をいたします。

なお、このことについては、執行部対し厳重に注意をしております。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、2番佐藤皓一議員、3番高橋辰郎議員を指名します。

日程第2 議案第25号から日程第10 議案第33号

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第25から日程第10、議案第33号までは、平成24年度予算審査特別委員会に付託し、既に審査が終了しておりますので、委員長の審査報告を求めます。

高橋利典委員長は、登壇の上、報告を願います。

〔予算審査特別委員会委員長 高橋利典君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（高橋利典君） それでは、平成24年度予算審査特別委員会の審査結果についてご報告をさせていただきます。

審査の方法は、特別委員会並びに分科会方式により行いました。

第1分科会は第1常任委員会の所管事項、第2分科会は第2常任委員会の所管事項であります。予算に関する審査を行い、本日、全員による特別委員会を開催し、採決を行ったところであります。

なお、説明のため出席を求めましたのは、各課長・班長等並びにその他の説明補助員の皆さんでありました。

審査の結果についてご報告を申し上げます。

議案第25号平成24年度松島町一般会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第26号平成24年度松島町国民健康保険特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第27号平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第28号平成24年度松島町介護保険特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第29号平成24年度松島町介護サービス事業特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第30号平成24年度松島町観瀾亭等特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第31号平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第32号平成24年度松島町下水道事業特別会計予算については、可決すべきものと決せられました。

議案第33号平成24年度松島町水道事業会計予算については、可決すべきものと決せられました。

なお、各分科会の審査報告書については、議長を通じ、町長あてに提出していただくようお願いをいたします。

なお、当局には、平成24年度予算審査特別委員会の審査報告書を重く受けとめていただき、事務事業の執行に対処されていくことを求めています。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） 高橋利典委員長、大変ご苦労さまでした。

質疑につきましては、特別委員会において十分になされたものと思われまますので、これより直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより、各議案について討論、採決に入ります。

議案第25号平成24年度松島町一般会計予算について、討論に入ります。討論参加ございます

か。それでは、原案に反対の発言者を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、議案第25号平成24年度一般会計予算案に対しまして、反対の立場から簡単に討論をしたいと思えます。

この3月11日で東日本大震災と福島原発事故から1年がたちました。改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたすとともに、その家族の方々や関係者、また被災された町民の皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

さて、景気が低迷する中で発生しました東日本大震災、福島原発事故。本町の基幹産業である農漁業や観光、商工に対しても一層の低迷と先行きの不透明感を増大させておりますが、野田内閣は税と社会保障の一体改革の名のもとに消費税10%増税とTPP参加を強引に推し進めようとしております。これは、地域経済や町民の暮らしに冷や水を浴びせるものであり、町の復興と被災者の生活再建に逆行するものであります。巨大地震と津波による大災害、被災した町民の生活を再建し、町の復興を進めることや原発の被害から、とりわけ放射能から町民の暮らしと健康を守ることは、松島町の行政としての大きな責任であると思えます。

今、人口減少と少子高齢化が進み、財政事情が厳しい中で、社会保障の充実をしていくことが求められておりますが、町の新年度予算には国の社会保障切り捨て政策のもとで評価できる前進面も多々ありました。また、一般質問や予算案に対する討論の中で指摘をした点など、前進面、改善の面もございました。

例えば、子供の医療費を入院について中学校卒業まで拡大したことであります。全国でも宮城県の施策はおくれており、県の助成拡大が実現すれば町として一層の助成拡大も可能で、定住促進の効果も期待できます。下竹谷、北小泉、手樽、上幡谷、桜渡戸など、遠距離の通学を余儀なくされている第二小学校の子供たちの通学バスの運賃が無料になりました。福祉タクシー券と燃料手帳のどちらかを選択できる制度の継続がされました。さらに、対象の拡大を希望するものであります。子宮頸がん予防ワクチンやヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成の継続とともに、高齢者の死亡要因の中でも高い位置にある肺炎に対し、肺炎球菌ワクチンに接種の助成が始まることになりました。磯崎保育所では一時預かりの保育が始まります。各行政区に対してお願いをしてきた集会所の指定管理委託の見直しがされ、委託料として水道、電気等の基本料金を見ることになっております。一部損壊被災住宅に対しては、23年度に引き続き24年度も住宅修理に対して助成が継続をされたことなどであります。

その一方で、例年指摘をしていますように、臨時職員の働き方の問題を初めとする幾つかの

問題を指摘しなければならないと思います。初めに、臨時職員の時給の問題であります、臨時職員の時給は一部で改善も図られておりますが、同一労働、同一賃金にはほど遠い状況でございます。同じ働きをしながら臨時というだけで賃金に大きな差があることは、格差を拡大し、貧困を拡大することに直結をしております。役場が貧困を生み出す場所になってはいけなと考え、一層の改善を求めるものであります。

また、国は、復興財源に充てるとして、国家公務員の給与の7.8%引き下げを実施しようとしています。地方公務員にも同様の措置を求めてくることは必死であり、人事院勧告のルールにも反する給与引き下げは行わないよう求めるものであります。

次に、住民の足の確保についてであります。第二小学校に通う遠隔地の子供たちの通学バスが無料となったことは歓迎すべきことでございますが、町民バスのバス停まで歩いていくのも大変な高齢者がたくさんおります。町民バスとデマンド交通システムの組み合わせなど、高齢者の願いにこたえることができる新たな交通システムの検討を求めるものであります。都市計画道路根廻磯崎線は、平成7年、東磯崎土地区画整理事業を進めるために計画をされ、進められてまいりました。災害時、特に震災後は緊急用の道路としても必要だとの声もありますが、総延長2,430メートルのうち現在供用が開始されたのはわずか343メートル余りであり、今後、終点の県道奥松島線に接続するまでにはさらに10億を超える予算が必要となるほか、起点となる根廻の国道45号線まで到達するにはさらなる資金の投入が必要となります。震災復興交付金事業に採択されるかどうかも厳しい中で、この都市計画道路に膨大な町予算をつぎ込むのではなく、狭隘な道路が多い高城や磯崎など市街地の避難路の確保など、防災対策や福祉施策の充実を図るべきであります。高城保育所分園は、本郷保育所廃止の際、保護者の強い要望で第二小学校内に高城保育所分園として残さざるを得なくなったものであります。そのため調理室もないなど、保育施設としては不十分な内容であります。保育の質は定住を考える上で大切な項目であり、愛宕駅周辺にもう一度安心して預けることができる保育所の設置を考えるべきではないかと思うのであります。学校給食に地場産食材の利用が進んでいますが、100%松島産の米の供給ができるよう、その購入のあり方を検討し、給食センターで独自に炊飯できるよう炊飯装置の増設を考えるべきです。給食センターに炊飯装置があれば、災害時の炊き出しなどにも活用が考えられるでありましょう。福島原発の事故により、広範囲に放射性物質が飛散し、思いも寄らないところで汚染が広がっております。食品の汚染は内部被曝に直結するもので、特に子供たちが食べる食材の汚染に関し放射能検査は重要で早急の実施されるべきですが、町の対応には子供の健康と子供の将来を思う父兄の心

配にこたえる真剣さが見えてこないように思うのであります。事故を起こした福島原発の炉心がどのようになっているのかだれもわからないのが今の状況です。決して安心できるものではありません。放出をされた放射能との戦いはこれから数十年の単位で考えなければならぬ課題であり、今後を見据えた取り組みが必要となっています。国の政治とのかかわりで、子育て世代ではこども手当がこどものための手当に名称が変更され、政府の改定がされたため、前年度当初予算比で総額4,350万円もの減額となりました。一方でこども手当の財源として年少扶養控除が廃止をされており、住民税では増税となるなど、子育て世代の負担が増大することになります。高齢者では物価スライド適用で国民年金、厚生年金、障害者年金、遺族年金などで4月から0.3%年金が引き下げられる、10月からはさらに0.9%上積みをされて引き下げがされます。介護保険料では、基準額で月額500円、13.2%の負担増になります。また、後期高齢者医療保険料では均等割で900円、所得割で0.98%引き上げられるなど、トリプルの負担増になります。高齢者は少ない年金から容赦なく天引きされ、生活はますます厳しいものとならざるを得ません。このように、民主党政権、野田内閣の掲げる税と社会保障の一体改革は、結局消費税増税の負担増を国民に押しつけ、医療や介護、年金など、社会保障を削る改革であり、小泉内閣以来、自民、公明政権が進めてきた社会保障削減と同じ道であります。今、求められているのは消費税増税ではなく、無駄を削って大企業や富裕層に対する優遇税制を正し、所得税や住民税の最高税率を減税前に戻し、累進課税をしっかりと機能させることだと考えるものであります。

以上のような点を指摘し、平成24年度一般会計予算に対する反対の討論としますが、高齢者や障害者、そして子供にも優しい施策を展開し、格差を是正するなど、町民の暮らしを守り安心して住めるまち、住んでよかったと思える松島をつくるために、町長を初め全職員の皆さんが奮闘していただけることを期待し、討論といたします。終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。4番伊賀光男議員。

○4番（伊賀光男君） それでは、賛成の立場から、要点のみ討論させていただきます。

以前にも同様な賛成の討論をさせていただきましたが、反対もしくは不同意している項目内容については理解するものの、そもそも国政によって定められたものに準じて実施されているものと判断しております。

また、当町にとって新たな独自の制度や予算をつけるなどについては、当然ながら町の財政力等からいって相当無理があるのではないかと考えております。国等の補助金等

があるものの財政力等からいって無理がある、負担がかかるものと思うのであります。

したがって、細かいことにはなりませんけれども、全体的な内容でありますこの原案に対して賛成するものでございます。

私の方から、簡単ですが以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第25号平成24年度松島町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号平成24年度松島町国民健康保険特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。

それでは原案に反対者の発言から許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、議案第26号平成24年度松島町国民健康保険特別会計予算案に対しまして、反対の立場から討論をいたします。

現在、国保の加入世帯は当初予算で2,369世帯ということでもございました。そのうち法定減免を受けている世帯は、7割軽減で632世帯、5割軽減で159世帯、2割軽減で309世帯でございます。合計で1,100世帯ということでもございます。加入世帯の46.4%が減免を受けなければならない世帯で構成されているわけでありまして。少し古くなりますけれども、21年度の決算時にいただいた資料によれば、加入世帯2,471世帯の80%が所得200万円以下の世帯であります。所得がゼロの世帯が713世帯、全体の28.9%です。所得がゼロでも平均賦課額が5万4,000円にもなっています。今、国保は加入世帯の80%が200万円以下で、所得ゼロの世帯が30%近くにもなろうかというそういう状態です。本当に所得の低い方々の医療保険になっているわけでありまして。

しかし、所得がゼロでも国保税は納めなければならない。そのため国保税の滞納額は年々増え続ける。現年課税分を上回る2億8,400万円もの累積滞納をつくり出しているのであります。国保加入者の負担能力を超えた国保税のあり方、これこそ今見直さなければならないと思います。重過ぎる国保税の引き下げ額、本当に今求められていると考えるものであります。

一方で、新年度予算の説明によれば、国保会計に対する国庫負担金が34%から32%に負担割合が減るということでありました。国は、ここでも社会保障に対する歳出を削減したのではないのでしょうか。24年度国保会計総予算額は19億4,632万5,000円でございます。それに対して国庫支出金は4億701万2,000円、比較しますと20.9%という率でございます。10年前の平成15年の国庫支出金は決算総額に対して33.8%ですから、この10年間で約13%も国の負担が減っているわけであります。国保がこれほど困難な状況になった大きな要因には、もともと国が総医療費に対して45%負担していたものを給付費の50%に引き下げたと、そのことによって国の負担割合が38.5%まで下がったことが大きな要因であります。そして、その後も国は法律の改正をし、さまざまな形で国の負担を引き下げてきたと。そのために24年度では会計に対する国庫負担の割合が20.9%まで下がっているのであります。

この国保の困難な状況を改善する上で、国の果たすべき役割は極めて大きいと言わなければなりません。私は、町が国に対して国庫負担の増額をもっと積極的に求めて、加入者負担を軽減する、保険料を引き下げる方策をとるべきだということを申し上げ、この平成24年度当初予算案に反対するものでございます。

以上を申し上げまして、反対の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論参加ありますか。13番後藤良郎議員。

○13番（後藤良郎君） 13番後藤でございます。

それでは、議案第26号平成24年度松島町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から討論に参加をいたします。

国民健康保険は、これまで地域における医療の確保と町民の健康増進に大きな役割を果たしてきたと考えます。しかし、我が国では急速な高齢化時代の到来や、そして世界同時進行の不況の中にあり、各地方自治体は厳しい財政状況が強いられていると考えます。

そのような中、本町における平成24年度松島町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出19億4,632万5,000円でございます。前年度対比3.8%増の7,177万円、前年度と比較し微増の予算計上ではありますが、厳しい国保会計運営に変わりはありません。歳入総額に占める保険税収入の割合は15.2%の2億9,527万3,000円であります。歳出においては、保険給付費が歳出総額の68.7%を占め、13億3,884万円が計上されております。平成20年度から新しく取り入れられた特定健康診査等事業費については、1,937万円計上され、引き続き町民の皆様の健康づくりに寄与するものと考えます。

今後、一層厳しい運用が強いられる特別会計ではありますけれども、町民と地域、行政が一体となり、健康づくりや生活習慣病の予防をしながら、医療費の削減や健康寿命の延伸につながることを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第26号平成24年度松島町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。

それでは、原案に反対者の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、議案第27号平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から簡単に討論をいたします。

後期高齢者医療制度が始まりましてから2回目の保険料改定ということになります。もう既にことし2月の広域連合議会で値上げが決まっておりますが、保険料引き上げの内容につきましては、先ほどの一般会計の討論でも申し上げましたとおり、均等割で900円の値上げがされ、年額4万920円になります。さらに、所得割では0.98%の値上げが付され、8.3%の所得割率ということになります。この医療制度では、収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、2年ごとに見直され、75歳以上の人口と医療費の増加により保険料負担が上昇していく仕組みになっております。12年度はこの後期高齢者医療の保険料の値上げと介護保険料の値上げ、年金の削減と、高齢者にとってはトリプルの負担増となります。少ない年金から容赦なく天引きされ、高齢者の生活はますます厳しいものとならざるを得ません。

また、制度導入当時の厚生労働省の担当幹部は、医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者がみずからの感覚で感じ取っていただくとそのねらいを語っており、高齢者に我慢と犠牲を強いる冷酷な制度であります。こうした制度は廃止するしかございません。民主党政権は、後期高齢者医療制度の廃止を公約にして誕生した政権であり、後期高齢者医療制度を直ちに廃止するとともに、国の責任を明確にし、安心して高齢者が医療にかかれるように

制度設計することを求めて反対の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番緑山市朗議員。

○1番（緑山市朗君） 平成24年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

周知のとおり、本年の去る2月17日、政府は消費税率の引き上げや社会保障制度改革の方向性などを盛り込んだ社会保障・税一体改革大綱を閣議決定いたしました。その中で現行の後期高齢者医療制度については、高齢者医療改革会議の取りまとめ等を踏まえ制度の見直しを行うとされ、具体的な内容について関係者の理解を得た上で、現在開かれている通常国会に制度廃止に向けた見直しのための法案を提出するとされているところであります。

しかしながら、主要な関係者であるところの全国知事会からは、これまで政府との協議が一切行われていない中での現行制度の廃止法案の提出は断じて認めることはできないとの意見等があり、本制度についての今後のあり方等は不透明な状態にあります。

しかし、被保険者、住民の方々に医療に対する不安を生じさせることなく安心して生活いただくためには、本医療制度が存続している限りしっかりと運営されていかなければならないと思います。

本町の今回の予算は、平成24年度の後期高齢者医療制度の運営において欠かすことのできない予算であります。今後も、町民被保険者の立場に立って円滑な事業運営を進められるよう要望いたしまして、平成24年度の予算案に賛成をいたすものであります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第27号平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号平成24年度松島町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。

それでは、原案に反対の方から発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、議案28号平成24年度介護保険特別会計予算案に反対の立場で

討論を行います。

平成24年度は介護保険料が3年ごとに見直される年でありました。既に議案第12号の介護保険条例の改正が可決をされ、保険料の値上げが決まっております。今回の改定で第1号被保険者の介護保険料は基準額を年額4万5,600円から5万1,600円に、13.2%の値上げでありました。財政調整基金から6,000万円を取り崩し、県より繰り戻される財政安定化基金770万円余りを充てて保険料の上昇を抑制いたしましたものであります。

しかし、介護保険が始まった12年前と比較し、保険料は当時の1.47倍にもなります。この間、後期高齢者医療制度の創設に伴う新たな負担増や健康保険の値上げ、また公的年金等の公助縮小や老年者控除廃止、年金の引き下げなどなど、高齢者にとっては収入は減るのに負担は次々と求められることばかりでございました。そして、12年度は、先ほども申し上げましたが、この介護保険料の値上げとともに、後期高齢者医療の保険料の値上げ、年金の削減とトリプルの負担増が待っていることとなります。

一方では、特養ホームの待機者が増え続けるなど、保険料は高くなっているのに利用したいサービスが使えないというような問題もあり、介護難民、介護地獄とも言える深刻な状況が広がっております。

今求められることは、公的負担を大幅に増やし、利用者の負担が増えないように配慮し、保険あって介護なしと言われるような現状を改善することではないのかということをお願い、反対の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 8番高橋幸彦でございます。

介護保険特別会計の討論に賛成の立場から参加させていただきます。

介護保険制度は、平成12年に始まり、その予算金額は年々増加しております。他の社会保障制度の増額とも相まって当町の財政の硬直化に拍車をかけております。

昨年の平成23年度当初予算は3月11日に発生しました東日本大震災により骨格予算となり、今回の定例会も含めると、一般会計の補正予算については第14号ともなっております。その平成23年度当初予算での介護保険特別会計予算は12億7,193万2,000円であり、平成24年度は5,921万7,000円、率にして4.7%増額の13億3,114万9,000円となっております。増額の大きなものは、前年比2,929万1,000円増で4億2,929万1,000円の居宅介護サービス給付費、3,766万円増で1億3,966万円の地域密着型サービス等給付費、2,489万4,000円減で5億5,587万4,000円の施設介護サービス給付費となっております。

金額の大きな各種給付費については、国や県から十分とは言えませんが、それなりの補助金もあります。しかし、やはり町内の高齢化が進んでおり、給付費は増加せざるを得ないと思っております。そのためにも、町民に元気で長生きしていただくよう各種の啓蒙活動や支援事業を行って介護保険給付費を抑制できるよう期待して賛成の討論といたします。

○議長（櫻井公一君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 賛成多数です。よって、議案第28号平成24年度松島町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号平成24年度松島町介護サービス事業特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第29号平成24年度松島町介護サービス事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号平成24年度松島町観瀾亭等特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第30号平成24年度松島町観瀾亭等特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第31号平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号平成24年度松島町下水道事業特別会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第32号平成24年度松島町下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号平成24年度松島町水道事業会計予算について、討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

委員長報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第33号平成24年度松島町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、議事進行上、休憩をとりたいと思います。再開を11時10分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第11 議案第34号 松島町介護保険円滑導入基金条例の廃止について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第34号松島町介護保険円滑導入基金条例の廃止について
（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。

議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第34号

松島町介護保険円滑導入基金条例の廃止について

松島町介護保険円滑導入基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成24年3月14日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第34号松島町介護保険円滑導入基金条例の廃止について提案理由を
申し上げます。

松島町介護保険円滑導入基金については、平成12年度に介護保険制度が始まり、一定の期間
に関し被保険者への保険料の軽減措置を図るため、国から介護円滑導入臨時特例交付金の交
付を受け、当該基金を設置しておりましたが、現在において当該基金の目的を達成している
ことから、本条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第35号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第14号）に
ついて（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第35号松島町一般会計補正予算（第14号）について（朗
読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。

議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第35号

平成23年度松島町一般会計補正予算（第14号）

平成23年度松島町の一般会計補正予算（第14号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億6,224万8,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ107億1,820万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成24年3月14日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第35号平成23年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東日本大震災の復興交付金等について補正するものであります。5ページをお開き願います。

2款総務費1項16目震災復興基金費につきましては、3月6日に外路灯の設置、あるいは発電機等の購入など、町の復興に関する財源として寄附いただいた金額等について補正し、追加提出するものであります。

17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、3月2日付で交付可能額通知のありました東日本大震災復興交付金全額を積み立てするものであります。

6ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、東日本大震災で被害を受けました磯崎生産組合の穀物乾燥調整施設の復旧費について宮城県より交付金の交付決定を受け、補正するものであります。

10款教育費5項2目体育施設費につきましては、3月11日の震災以降、町民グラウンドは災害廃棄物の仮置き場となり利用できない状態が続いておりましたが、災害廃棄物仮置き場現状復旧工事が年度内に完了することを受け、利用者等との話し合いをした中でジュニア用ゴールポストが老朽化していることから、新年度のシーズンに向け購入し準備するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

11款地方交付税1項1目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、災害廃棄物処理事業に係る歳入として新たに災害廃棄物処理基金促進費補助金が交付となることから、財源更正するものであります。

15款国庫支出金2項6目東日本大震災復興交付金につきましては、交付可能額通知を受け補正するものであります。

16款県支出金2項2目民生費県補助金につきましては、災害廃棄物処理事業に係る財源として災害廃棄物処理基金促進費補助金が新たに交付となることから補正するものであります。

5目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました磯崎生産組合の穀物乾燥調整施設の復旧費に対するものであります。これらの財源を精査し、財政調整基金に積み立てするものであります。なお、磯崎生産組合の穀物乾燥調整施設の復旧費として、農業生産復旧緊急対策事業及び農業・食品産業強化対策整備事業につきましては、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第36号 平成24年度松島町一般会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第36号松島町一般会計補正予算（第1号）について（朗読説明）を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。

議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第36号

平成24年度松島町一般会計補正予算（第1号）

平成24年度松島町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,203万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,403万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年3月14日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第36号平成24年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

説明に入る前に、配付資料の一部に誤りがあり差しかえさせていただいたところであり、大変申しわけございませんでした。なお、訂正内容については後ほど危機管理監から説明させます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、東日本大震災復興交付金事業として採択された事業について補正するものであります。なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 議案第36号平成24年度一般会計補正予算、総務費総務管理費18節復興推進費に計上いたしました松島地区並びに手樽地区等に関する復興まちづくり拠点整備事業に係る主要事業説明資料補正予算及び財源内訳につきまして、国から配分されます交付金について国費に記載いたしました。配付いたしました正誤表のとおり、本来国費分につきましては、震災復興交付金基金に予算措置し執行されるものであり、震災復興特別交付税分につきましても、一般財源として財源内訳の記載すべきものでありますので訂正させていただきたく、議案資料配付後の訂正ということで大変失礼をいたしました。おわびを申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） それでは、私から、東日本大震災復興交付金事業につきまして、今までの経過と今回の補正予算の概要を説明させていただきます。

本事業は平成23年12月26日に施行されました東日本大震災復興特別区域法に基づく交付金でありまして、平成24年1月6日に施行された東日本大震災復興交付金制度要綱に基づき、さまざまな可能性について国や県と意見交換をしながら、1月31日の第1回目の提出を行いました。第2回目の提出期限は3月下旬、第3回目は6月下旬と予定されており、それ以降につきましても、申請受け付けの機会を設けていくとの説明を受けております。基本的には、国では、津波により相当数の住宅、公共施設、その他の施設の滅失または損害後の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために復興事業を行う地域、例えば宮城県内であれば東松島市や南三陸町などの被災地復興に対しての支援イメージが強く打ち出されておしま

して、事業採択の見込みにつきましては、今後も浸水エリアの復興や津波からの避難対策、またその関連施設整備が優先されるものと見込まれております。

1月26日の全員協議会におきまして、松島町震災復興計画に位置づけております復興事業及びそれらの事業と一体となってその効果をさらに高める関連事業について、現段階で本町として考えている最大の範囲として計画した平成23年度から27年度までの5カ年の事業期間内で予定する59事業、交付金対象全体事業費として210億8,700万円についての説明をさせていただきました。

今回は、第1回目として国の交付金配分の方針として、平成23年度、24年度2カ年の事業分のうち、ある程度の熟度があり、さらに緊急性の高いものということが示されまして、1月31日付で全体計画のうち平成23年度、24年度で予定していた事業のうち、調査設計業務や用地費等を中心に40事業を交付対象事業として23億2,400万円の申請を行っております。

今回の国の全体の第1回分の配分の状況ですが、国全体で現予算1兆5,600億円に対しまして、約6分の1相当の2,500億円となっております。松島町分として今回採択されたのは11事業、約10億3,800万円となっております。この内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、今回不採択となったものは今後申請できないというわけではなく、内容的な検討をもっと詰めて、特に震災、さらに津波対策との関連性を整理した上で再申請してほしいということでございます。

3月7日に復興庁より今回の配分決定の経緯について来町の上説明がありました。この日に復興庁から提出されました第1回復興交付金の配分についてという査定の趣旨説明書きを資料としておつけしております。

資料をごらんいただきたいと思います。内容につきましては、大きく3点示されております。

一つ目には、速やかな対応が必要なものとして、今回重点的に配分がなされた事業の説明でございます。内容は、水産・漁港関連施設の復旧・復興事業、防災集団移転事業、災害公営住宅事業、市街地液状化対策事業の調査費、造成宅地滑動崩落対策事業等となっております。

二つ目には、緊急性・必要性として、採択にはかなり精査をしてほしいということで、今回は不採択としたものの理由が記載してあります。この内容につきましては、大規模な防災拠点基地の整備、大規模な運動施設、娯楽・レジャー施設の新設、面的整備事業で熟度の低いもの等につきましては今回見送りとするものの、熟度が高まったものから順次申請を受けるとの説明を受けております。

三つ目には、事業の性質上、復興交付金事業ではなく本来の制度活用で検討してほしいとい

う理由で今回不採択となったものの説明であります。

内容につきましては、著しい被害、これは特に津波であります、これを受けた地域のまちづくりと関連のない補助事業、また学校、下水道、道路等の施設の耐震化等につきましては、今後も採択は難しいという説明でありました。

この考え方をもとに松島町分として今回採択されたのは11事業で、交付対象事業費で約10億3,800万円ということでございます。

次に、第1回復興交付金配分の表について説明をさせていただきます。

平成23年度に東日本大震災復興交付金として受け入れ、全額基金へ積み立てするもので、その事業内容について説明させていただきます。

表の見方ですが、左側から対象事業名、地区・施設名、交付対象事業費、復興交付金額、そしてそれぞれの要求額に対しての配分額、事業担当課の順に記載しております。このうち交付対象事業費の要求額につきましては、今回の申請の際、要求した交付金対象事業費額でありまして、配分額につきましては国の査定による配分金額であります。

また、復興交付金欄の要求額及び配分額につきましては、それぞれの対象事業の補助率を乗じた金額であり、この差額は別に特別交付税で補てんされ、最終的には100%の補助事業となるというものでございます。

それでは、今回採択となりました11事業のそれぞれの概要を説明させていただきます。

事業No.1の震災復興事業に係る埋蔵文化財包蔵地確認調査及び発掘調査事業につきましては、埋蔵文化財包蔵地内での新築や建てかえ等の工事が行われる際、遺跡破壊のおそれがある計画の場合、発掘調査を行い記録を保存する業務でございます。

2の町道手樽富山駅線道路整備事業につきましては、手樽富山駅線ほか4路線、総延長5.3キロメートルについて道路の拡幅改良を行い、手樽地区海沿いに分散している集落と県道奥松島松島公園線を結ぶことで災害時における避難路や物資輸送路として機能する路線を整備するもので、調査・測量・設計分となっております。

3の災害公営住宅整備事業につきましては、このたびの震災で住宅の自力による復興・再建が困難な方々を対象に住宅の供給を行うもので、計画戸数40戸の調査・測量・設計費用でございます。

4の手樽柿ノ浦地区避難路整備事業につきましては、陸前富山駅周辺の住宅地から高台への避難路整備を目的に町道柿ノ浦線延長450メートルにつきまして拡幅改良を行うもので、この調査・測量・設計費用でございます。

5の松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業につきましては、松島地区住民及び観光客の津波からの安全確保対策として、瑞巖寺裏に2.6ヘクタールの避難場所を設置するもので、この調査・測量・設計費用でございます。

6の松島東浜地区避難場所整備事業につきましては、東浜や福浦島周辺の観光客等の安全確保を目的に高台に5,500平方メートルの避難場所を設置するもので、この調査・測量・設計費用でございます。

7の松島地区復興まちづくり拠点施設整備事業につきましては、松島地区の地域住民の活動の拠点となる施設を陽徳院前の広場に整備するもので、このための調査・測量・設計費用でございます。

8の手樽地区復興まちづくり拠点施設整備事業でございます。手樽地区の地域住民の活動の拠点となる施設を早川地区に整備するもので、このための測量・調査・設計費用でございます。

9の津波シミュレーション作成事業につきましては、今後津波避難計画や防災景観まちづくり計画等を策定していく上で、防潮施設の復旧後における今後想定される津波浸水の高精度のシミュレーションを行い、計画の基礎資料を作成していくということを目的とした業務でございます。

10の松島地区等復興まちづくり計画策定事業につきましては、松島町震災復興計画の具現化に向け、津波避難計画、防災景観のまちづくり計画、復興土地利用計画、復興事業推進計画マネジメント等を包括的に行っていくための業務でございます。

11の松島地区下水道事業につきましては、震災による地盤沈下の影響から生じております排水機能の低下や浸水の状況の改善・解消を図るため、雨水排水施設を整備するための調査測量設計費用でございます。

これら11事業の交付対象事業費は10億3,818万9,000円でございます。交付金額は8億6,024万7,000円でございます。

以上で概要の説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第37号 平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（朗読説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第37号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算

(第1号)について(朗読説明)を議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長(櫻井一夫君) 議案第37号

平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成24年度松島町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,014万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年3月14日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長(櫻井公一君) 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長(大橋健男君) 議案第37号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東日本大震災復興交付金事業として採択された事業について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(櫻井公一君) 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

日程第15 一般質問

○議長(櫻井公一君) 日程第15、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして、質問を許します。質問者は登壇の上、質問願います。2番佐藤皓一議員。

[2番 佐藤皓一君 登壇]

○2番(佐藤皓一君) 2番佐藤皓一です。お願いします。

1問目、「月の松島」を発信してはどうかということでお伺いします。

今は、観光に限りませんが、よそと競合するようなことをやっていると差別化が難し

くてなかなか値段が通らない時代になりました。三ツ星ランチはよく頑張っていると思えますけれども、まねをされる心配があります。その点、月の松島はまねされる可能性が薄くて付加価値を期待できますから、ここに新たに発信してはどうかと思ってお伺いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 月の松島として世に知られたのは、松尾芭蕉の奥の細道であり、「松島の月まず心にかかりて」と、その冒頭に記されていることから、芭蕉が旅をするに当たり、松島が最大の目的地であったと言っても過言ではありません。その後も多くの著名人が松島の月をめでの来町しております。そういった意味でも、松島の月は松島の貴重な観光資源であり、付加価値が高く、月にちなんだイベント等を通して情報発信していきたいと考えております。

ちなみに平成22年ですけれども、第23回の奥の細道サミットが松島で開かれたわけですけれども、そのときの冊子ですが、そこにもこういった形で月を表現させていただいております。ポスター等についても、仙台・宮城観光関係のポスターについても使わせてはいただいているところがございますけれども、まだまだ認知度が低い部分がございますので、その辺をこれからもPRに努めていきたいというふうに思っているところがございます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） その取り組みは何かおとなしいように感じます。従来の観光は元気よく発信するということに、それが何となく当たり前だというふう感じていましたけれども、この月というのは案外暗くて熱くないという、従来の観光からするとややマイナーに感ずるところがあるかもしれません。でも、今は世の中が変わってきて、たそがれ文化の時代に差しかかっているようにも感じます。よそよりも先にこういうものを発信するというのは意味ありで、現代人はふだんの暮らしの中でよくて正しいということに、そういうことを要求されてかなり疲れています。月に癒されるという観光は有望ではないかと思うので、発信する側の気持ちがそこにあっていいのだと、どうかなと思いつながりながら発信するといまいちなんですけれども、いいのだと思って発信する。何でもそうです。スポーツなんかでも、いけると思いつているときとどうかなと思いつているときは結果が違ってきます。そう思ってもっと頑張るべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 旅ということでございますので、癒しの観光というのが一つの局面で重要視されていると思いますけれども、そういう意味でも月というのはテーマとしてはいいと

いうふうに思っておりますし、また、その辺は我々行政だけでなく観光関係の方々も積極的にいこうという意思で進められておるわけだと理解しておりますが、課長からちょっと説明させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 観光客のニーズに合わせたものを商品化し、楽しんでもらう工夫を今後も関係者とともに作り上げていきたいというふうに考えております。

また、松島のイメージアップ作線ということで、ゆるキャラや佐藤議員が提案されておりますが、そがれキャラの導入も戦略の一つというふうには考えております。

一方、震災からの復興に向け、松島が頑張っているイメージも必要かと考えておりました、商工会青年部が企画いたしました瑞巖寺吉田老師の揮毫であります「前進松島」の文字が現在も町の至るところに掲出されております。

さらに、松島の初代キャラクターどんぐりまっちゃんや温泉キャラクターも存在しておりますので、町といたしましては、それらを上手に使い分けながら町のイメージアップにつなげていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 初日の出、あるいは夕日の名所というのは全国にいっぱいあります。これらは大体どこも同格です、まず言ってみれば。自分のところが一番いいとお互いに思っています、そんなに差がないと感じます。月は、月の名所というのはそんなにありません。案外少ないです。ほかにもあるんじゃないのと思っていましたけれども、数は少ないです。恐らく関ヶ原以北では独走しています。知名度は一般には、まあ松島が最高でほかはありませんよねというふうに知られていなくても、まず一番上にいっていると思います。そこら辺は、まず松島の人がそうだと思うと強く出ることができますから、これは優位に立っていると思います。こういうことに関心のある人はたくさんいると思うのですけれども、うっかりそういうことをやっている人とつき合うとちょっと何ですか、ノーマルでなくなる、へんてこなことを学ぶのはリスクがあるかなというふうに感じたりするんですね。けれども、松島で取り組めばそんなに危ないことはありませんから、思い切ってというかもっと踏み出して頑張るべきだと思うのですけれども、そういう意気込みはいかがなものでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 古来日本人は十五夜の月に農作物の豊作を祈願したり、感謝したほか、多くの俳句や歌にその美しさを詠み込んできております。松島も古来より歌枕の地

であることから、中秋の名月時に虫の音を聞きながらお月見を楽しんでもらう企画を関係者と協働で取り組んでいくように検討しておりますし、また、佐藤議員がご指摘しておりました月の名所ということで、全国的には長野千曲の姨捨の棚田、京都大覚寺の大沢池や高知桂浜等、いずれも関東以西での月の名所でございますが、実は議員もご指摘のとおり、松島も新聞社が行った月の名所ランキングに6位として掲載されたことがあります。

本年度において、震災で被災した観瀾亭の階段上がり修繕に合わせまして、夜のにぎわいづくりのため正門と裏門にそれぞれちょうちん設置を行っているところでもございますし、お月見絶景のビューポイントとして観瀾亭やその他観光施設でのお月見イベント開催を検討していきたいというふうに考えておりますし、また、既に町内の宿泊施設でも月の松島を売り込んでいるところでございますが、ここの情報発信にとどまっているという部分もございませんから、町といたしましては、観光協会や各事業所との連携のもとに今後も全国に情報を発信していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 積極的な取り組みで敬服します。これはちょっと今後のことなんですけれども、観瀾亭の奥の松島博物館は地味と申しましょうか、奥に入ってああよかったなと思って帰ってくる人は余り多くないように感じます。そこで、あそこを月の展示に特化すれば、月の松島に実態が伴うのではないかと思います。あのくらいのスペースだと、ある意味ちょうどいいと。まだ、ぱぱっと考えた程度の段階なんですけれども、将来構想としては、例えば月の隕石というのがありまして、これはごく小粒で200万円ぐらいだそうです。これはまあ買わなくてもいいと思います。いや、これは買うと言えればそれは買っていいけれども、それから月光菩薩とかいって、あれ「がっこうぼさつ」と読むらしいんですけれども、それは50万円か100万円で買えるようです。それから、月光仮面の人形は1万円ぐらいだそうです。あと、例えば炭坑節の三池炭鉱の石炭の塊を譲ってもらうとか、桂浜の砂を譲ってもらうとか、これ、賛否はあると思います。あと、和歌だとか、それから宇宙開発だとかというまじめなものも入れれば、奥のスペースは埋まるような気がします。そうすると、立地条件そのほかを考えると、おお、松島、おもしろそうではないかという観光客の反応になる、あるいはそれを期待できるような気がしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 現在、松島博物館につきましては、青葉城の本丸の壁画屏風と伊達家の武具、あとは徳川家よりの嫁入り道具など、伊達家ゆかりの所蔵品等が常設展示さ

れておりますが、観瀾亭は仙台藩主の観月の亭として月見御殿とも呼ばれておりましたので、併設する松島博物館での企画展の開催を検討するに当たり、月の松島も取り入れていきたいというふうには考えております。

また、博物館は、日本人のみならず、外国人観光客からの人気も高いことから、多言語表記による説明もあわせて検討していきたいというふうに考えております。

また、お土産品等についても提案いただきましたが、現在、お土産品の販売につきましては、政宗公遺訓や伊達家家紋入りの関連グッズなどを扱っておりますが、今後につきましては、観光客のニーズに応じまして月をテーマにしたお土産品の取り扱いについても検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 月に対するイメージというのは、国によって多少差があります。日本は月というのは割ときれいで余りへんてこだとは思われていませんけれども、ヨーロッパでは満月のときにはオオカミ男だとかドラキュラが活躍することになっていたりして、ちょっと悪いイメージもあるんですね。ただ、いいことばかりというのは余りおもしろくないですよ。だれが見てもみんなが認めるものというのは余りインパクトがないので、そういうものも全体の中に入れておくというのは、今の世の中ではむしろ普通だと思います。しばらく前は世の中みんな水戸黄門みたいなふうを受けとめられていましたけれども、今のドラマはいろいろごちゃごちゃになっていて、それが今の世の中だと思っていますから、そういう意味では月というのは何かいろいろな接点があるので、多様な分だけ観光客のニーズにはこたえられるような気がしますので、これ、あれですか、展示の差しかえのようなことまでは全くイメージはありませんか。それとも差しかえもありかなというふうにはお感じになっていませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 観瀾亭の博物館については公共施設でございますので、余り商業ベースに乗った展示の仕方というのはなかなか問題があろうかなというふうには思っておりますので、今お話にあったようなことも参考としながら、また、文化財との関係もありますので、教育とも話をしながら展示の方法をその都度工夫していきたいなというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 5番目はちょっと将来構想になるかもしれません。こういうのは、とか

く首かしげられたり、ひんしゆくを買ったりする可能性がなきにしもあらずです。したがって、例えば勉強をするから町長いかがですかと言うと「よし、やるやる」というふうにおっしゃるかどうかなんですけれども、じゃあそのほかの人も声かければ来るかというのと簡単ではないような気がします。ただ、この先、月のことを一生懸命発信しようと思えば人材の育成というのは欠かせません。これは、そこまでいらないと考えているかもしれませんが、いるとすればどういうことを考えていらっしゃいますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 月ということに必ずしも限らなくても、月も含んでですけれども、博物館の所蔵品、また展示等について松島に来られる方、観光客の方々、また学術的なところもあるかと思えますけれども、そういった方々に説明をするための専門の職員というのは極めて望ましいとは思ってはいるわけでございます。ただ、職員数の問題とか、どういった方がふさわしいのかというようなものについては、今後、総合的に検討していきながら、望ましい方向にいけるように取り扱っていきたいというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） 今後に期待いたします。

2問目お願いします。東日本大震災の風化の問題です。

先日、第1常任委員会の視察研修で、その一環で神戸の「人と防災未来センター」を見ました。自分で記憶が風化していると思えました。多少は風化した方がいいという一面もありますけれども、やっぱり大切な出来事は忘れてはいけない。あるいは、とうとい犠牲を将来のまちづくりと防災に生かそうと思えば、記憶を呼び戻す仕掛けは大切だと思います。これ、知らずにここまで書いたんですけれども、何か瑞巖寺のあたりに石碑のようなものを準備、あるいは決めたか何かというふうには、それ知らずにここまで書きました。それも含めてどういう対応を考えていらっしゃいますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今度の震災復興計画の中で今のお話の石碑の話、また、宮城県で考えております東日本大震災のメモリアルパーク、そういったものにも松島町として手を挙げております。詳細について担当課長から説明させます。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 宮城県の取り組みですけれども、平成23年10月19日に策定した宮城県震災復興計画の中で今回の大震災及び津波被害についての記録、研究、研修、学習を

目的とした最先端の震災・津波研究を行う震災・津波博物館を中核とした東日本大震災メモリアルパークの整備を国に提言するとともに、市町村が設置する復興記念施設の整備を支援するということが掲げられております。

10月5日ですが、知事が国に対しまして東日本大震災津波に対処するための追加予算措置等を求める要望書の提出を行っております。この中の重点項目として、東日本大震災メモリアルパークとして総合的な整備がなされるよう要望がなされております。

本町の震災復興計画の中にも、この計画の誘致のために震災の教訓、地域の風土を後世に継承する施設の誘致を進めるということを位置づけております。

宮城県は、近いうちに沿岸市町村と協議に入るとしてありまして、本町としても集客性の高い地の利をアピールしながら、積極的に誘致に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、本町独自の取り組みとしては、当初予算の方にも計上しておりますが、石碑等のモニメント設置を予定しておりますし、本年度から着手いたします中央公民館大規模改修工事の中で震災の記録コーナーの設置も検討してまいりたいと思います。

一人でも多くの方がこの震災から得たさまざまな教訓を長く後世に伝えながら、防災意識の高揚と減災への取り組みを常に意識づけていくためにも必要なことだと思っております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員、それは質問要旨の1から3までの間でトータル的に今答弁されているようですので、それをご配慮しながら質問してください。佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） まず、何とか私が質問というか考えたことはもう国や県や市町村で十分進んでいるように感じます。何か私の方がおけているような気もするんですけども、まずこれは沿岸市町村とも連携しながら進めて、考えるところはどこもそんなに違わないような気がします。誘致に手を挙げているところはたくさんあるかもしれませんが、土地の安全性を考えれば松島は有望だと思いますけれども、被害の大きいところにつくった方がいいよねということであればちょっと遠いかもしれません。その辺はどっちに重心を置くかによって設置場所が定まってくると思いますけれども、まず、被害の大きかったところにいきそうだというときに、それならそれでいいよねというようなことで、貸しをつくるというたら変ですけども、まずどこかにはできるんでしょうから、まず町内の石碑だとか公民館の記録コーナーも含めてやっぱりこういう趣旨、これみんな思っていることだと思うんですけども、進めていただければと思います。ここら辺のいつごろまでできそうだとかそういうのなんかもある程度見通しみたいなのは立っているものでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まだはっきりいついつまでにということは示されておりませんが、今回の震災復興の集中期間が5年間ということがありますので、平成27年までの間には具体的な方向性が見えてくると思っております。その中でもなるだけ松島町にという可能性を積極的に県、国の方に訴えていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 佐藤議員。

○2番（佐藤皓一君） どうもありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 佐藤皓一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。昼食休憩をとり、再開を13時といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

一般質問を続けます。13番後藤良郎議員、登壇の上、質問願います。

〔13番 後藤良郎君 登壇〕

○13番（後藤良郎君） では午後からよろしくお願いいたします。13番後藤でございます。

通告しております2点について一般質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

初めに、東日本大震災の被災者が入居する仮設住宅についてお伺いをいたします。

東日本大震災の発生から1年が経過をし、現在、県内各地で入居されている被災者の皆さんは初めてのこの仮設住宅での冬を過ごし、応急仮設住宅での厳しい寒さに耐え、生活の再建に向け懸命になって努力をしているところであります。本町には仮設住宅はありませんけれども、私自身も被災地の仮設現場を見せていただきました。仮設とはいえ、今後、数年間の居住が考えられる上に、生活の拠点となる住家の環境を整えることは、その被災された方々の支援として最も重要な課題であると考えているものでございます。

そこで、今回、私が所属している公明党宮城県本部では、その入居から数カ月が経過した仮設住居入所者を対象とするアンケート活動を1,615世帯で実施をし、住環境や不安に感じていることなどの聞き取り調査を仮設が建っているすべての市町で行い、実態の把握と課題の聴取に努めたところでございます。

今回のこの要望は、その調査をもとに仮設住宅に関する課題をまとめ、具体的な改善を促す

ものであり、先だって新聞にも載りましたけれども、2月17日、村井宮城県知事にアンケートに基づく要望書を提出したところでございます。

なお、今回、一般質問に当たり、このアンケートと通告書を一緒に提出をしているところがあります。

本町にも甚大な被害があり、仮設住宅を建てたと想定した場合、参考になる調査であるとの考えから次の3点についてお伺いをいたします。

アンケートでは、入居している方の自治体等への要望がかなりありますけれども、初めに、この要望に対してどのような感想を持たれたのかお伺いをいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この要望について見せていただきましたけれども、基本的にはプレハブというような通常の住宅よりも水準の低い住宅にお入りになっていると、面積的にも狭いというようなことから発生するようないろいろな課題というのですかね、それが出されているのかなというふうには思いました。

本町におきましては、このプレハブ型の仮設住宅は建設していないわけですがけれども、民間のアパートや一戸建て住宅を応急仮設住宅扱いで入居していただいているという状況でございます。町内外合わせて77世帯分の契約に係る支援を行っているというところでございます。本町を經由して契約を行った仮設住宅入居者の方々につきましては、必要に応じて寝具の提供や常備薬の提供、寒さ対策としての暖房器具の提供などを行ってきたところでございます。

また、入居者の健康支援として、昨年10月より2カ月をかけて保健師等による個別訪問を行っておりまして、また、本年3月にも再度戸別訪問を行う予定でございます。そういった場面で健康面、精神面での支援というふうなことを行うこととしております。

これまでの支援について担当課長から補足説明をいたします。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） それでは、私の方からご説明いたします。

今、後藤議員おっしゃるとおり、アンケートを見せていただきました。その中を見ますと、松島町では仮設住宅はないものの、やっぱり見ますと入居期間の延長、それから土地の借り上げ値段を含めて移転先、仕事のあっせん、それから医療費の無料の延長などということで、多岐にわたる要望が出されているのをアンケートで確認したところでございます。仮設住宅と民間借り上げの住宅は違いがあるものの、同じ震災の被災者であるということから、民間借り上げ住宅に関しても同じ悩みがあるのかなと思います。

先ほど、町長がお話ししたとおりなんですけれども、まず3月からもう一度保健師の訪問ということで、今週、あすからなんですけれども、1週間、10日かけましてもう一度保健師が健康面のチェックを含めまして訪問するところでございます。10月に入居者の中には、やっぱり先ほども話あったとおり、契約が2年で切れるのかというのが心配、それからやっぱり経済面の心配がある、アパートなので今までは個別の一戸建てに入っていた方がアパートに入居ということでなれない環境なものですから、人間関係でストレスがあったというような話を聞いております。町といたしましても、これらを含めまして相談の内容に応じまして、資金等の貸し付けやハローワークへの紹介や、それから生活保護の申請相談、健康面、精神面でのケアに努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 今の答弁を踏まえて、仮に本町でも震災復興計画を計画されましたが、仮に計画の中身では仮設住宅の部分がちょっと抜けているのかなという思いがしていました。それで、今般のこのアンケートを見ていただいて、その辺の考えがありましたら、お願いをいたします。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 仮設的な住居にお住まいという点では、プレハブであっても借り上げであっても同じと思います。これを見せていただいて、該当しているようなところ、同じようなお話が出ているところについては、町として、それを受けて今課長が言ったようなケアといえますかそういったものを進めていきたい。

これは、震災復興計画の中に仮設というふうなことがないというお話ですけれども、基本的には、これは仮設というのは応急的なところでございます。その後で震災復興の公営住宅とか、あと別途新しい住宅を取得される、または新しい住宅を建てる、そういったことに対する対応というのは震災復興計画の中で位置づけているわけでございます。例えば今申しましたけれども、災害復興の公営住宅の面とか、あと定住促進などでの補助金の交付とか、そういったものについて復興計画に位置づけて今後進めていくというつもりでございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 今、先ほど確認なのですが、現在、借り上げのアパートの世帯は77世帯ということでよろしいんですね。それで、今町長の方から答弁ありましたが、午前中の追加の説明の中でもありましたが、公営住宅40戸ということで、磯崎地区とありますが、具体的に特定されたその磯崎の地区の場所というのは限定されているのでしょうか。

- 議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。
- 町長（大橋健男君） 担当課長から説明させます。
- 議長（櫻井公一君） 中西建設課長。
- 建設課長（中西 傳君） まだ用地交渉とか正式にしていませんですけども、磯崎、今町の方で考えているのは、土地を造成して町でやろうという時間がかかりますので、もう宅地として販売、あるいはそういったものに近いものということで、その白萩とか華園あたりを一応視野に入れて検討しております。以上でございます。
- 議長（櫻井公一君） 後藤議員。
- 13番（後藤良郎君） 仮にそれが着工してできたと仮定しまして、その入居40戸ですか、その対象というのはどのような形になるのでしょうか。
- 議長（櫻井公一君） 中西建設課長。
- 建設課長（中西 傳君） 災害公営住宅の場合は、今回の震災によりまして滅失した人が一応対象になるということで、ですから今仮設住宅に入っています、まあアパートですね、民間アパートに入っている方々が基本的には対象と、原則そういう方々が対象ということでいいかと思います。ですから、町内の人たちが77戸のうちの町内の方が実際56世帯町内の方が入っているようですので、その方たちを対象にということで考えております。
- 議長（櫻井公一君） 後藤議員。
- 13番（後藤良郎君） 仮に入ったとして、その入居年数というのはどのようになるのでしょうか。
- 議長（櫻井公一君） 中西建設課長。
- 建設課長（中西 傳君） 入居の要件といたしましては、今、56世帯の方はもう所得に関係なく入れるという形でございます。ですから、通常、公営住宅といいますと15万8,000円以下の収入基準というのがございますけれども、それ以上の方も一応入れると、入居としてですね、ただ、入れる部分についてはそれで構わないんですけども、それ以上の方も所得のある方も入れるんですけども、そこに入ったからには普通の公営住宅の収入基準という形になりますので、例えば収入超過者と、15万8,000円を超える人たちについては3年間一応続けて入った場合については収入超過者扱いになってきますので、出ていっていただくといえますか明け渡しの努力義務が発生してくるという形になってきます。そういった部分は通常の普通の住宅と同じ扱いになってくると。ましてや収入超過者を超えて高額所得者ということもありますけれども、そういった方々になれば5年を経過して2カ年、31万3,000円ですけども、

それ以上の収入基準がある方というのは、もう明け渡し義務が発生してきますので、町としては出ていってくれという形になってくるという形でございます。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） それで、公営住宅の建物の様式というかスタイルというんですかね、よく仙台とかいろいろ新聞紙上で拝見しますと、いろんなこれからの時代ですから、今みたいな集合じゃなくて一戸建てとかいろいろありますよね。その辺の考えはどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今町の方で考えているのは、今言われているニーズの高い一戸建て、ニーズが高いということですので、一戸建てでできれば計画していきたいと。ただ、敷地とかそういった部分もございますので、その中に入るかといった部分では連棟も視野に入れる可能性はありますけれども、できればその土地も交付金で全部一応いただけるという形になりますので、そういった部分で土地が取得できるのであれば余裕を持った形でというふうになろうかと思っておりますけれども、少ない面積でと言われれば連棟とかそういった場合も一応出てくるだろうというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 先だって第2の分科会の話の中でも出ましたが、現存の町営住宅の絡みとの審査の意見の中でも書いてありましたが、住宅の管理計画を改めてお聞きしたいのですが。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 管理計画は、前から議会の方からもご指摘がありまして、早急につくってやるように、今回も出ていますけれども、そういった取り組みをしようということで課内では一応話し合いしてきたんですけれども、特に上初原とか幡谷とか、もう木造で耐用年数が過ぎている住宅がございますので、それらは用途廃止とか払い下げとか、そういったものを検討したいというふうに思っております。

ただ、今回の災害公営住宅が、県内1万2,000戸とかでき上がりますと、少子高齢化とか人口減少が全体的になっていくといった部分では、その1万2,000戸ができ上がった時点では県内住宅供給が過剰になり過ぎて余るだろうという県の予測がございます。そういった部分も配慮しなければならない部分もありますし、町独自でどれくらいの管理というか町として管理していく住宅戸数とかという部分がございますので、それらを含めて県と協議しながら、町の今160戸ほどありますけれども、管理戸数という部分を考えていかなければならないという

ことがありますのでちょっと時間がかかるのと、災害の部分もちょっとそちらに人的配置とかがかかわってくるといった部分がございますので、すぐ早急にと言われてもなかなかちょっと難しいかなという部分では意見を出させていただきましたけれども、そういう考えであります。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 町長自身はどのような考えをお持ちなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 基本的には課長答弁というようなことで役場の見解ということですが、いろんなケースが考えられて、今回の災害で今のような話出ましたけれども、今後の定住ということを考えた場合、または高齢化というようなものを考えた場合に、町営住宅のありようというものについては、1回仕切り直しというかある程度仕切り直しをして考える必要はあると思っております。

今課長が申したような計画ですかね、それを詰めることである程度その先を見据えた公営住宅のあり方というものを考えていきたいというふうに思っております。方向、幅としては現状でいくというふうなことから、またある程度リニューアルして改築していくというふうな方向、あとは住宅の戸数についても現状からもっと増加するというような方向、幅があると思うんですね。その幅については、調査検討を進めながら決めていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） できるだけ早急に管理計画の方、よろしくお願いいたします。

次に、大きな2番目としてアフタースクール、放課後子ども教室事業についてお尋ねをいたします。

平成24年2月、第2常任委員会の視察研修におきまして、愛知県東浦町を訪問させていただきました。そこでは、小学校4年生から6年生を対象にこのアフタースクール放課後子ども教室の事業の説明をそこで受けました。この事業は、東浦町内七つの小学校全校で放課後午後3時から6時まで週2回その事業を行っております。

共働き家庭だけではなく、すべての子供を対象にしており、異年齢の子供と一緒に活動したり、あるいは人とのかかわり方を学びながらそこで社会性を培っております。

また、さまざまな講座を企画、または提供し、そしてその体験活動を充実させることでその創造性を育てております。そして、講座にはその地域の人材を活用しながら、その地域の人

と触れ合う体験をしておりました。

比較的安い経費で運営され、東浦町の子育て支援の施策の中心になっていたようであります。

そこで、以下について質問をさせていただきます。

児童の居場所づくりや地域との交流も生まれ、また、社会性も育つと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、小池教育長。

○教育長（小池 満君） まず、私の方からご答弁申し上げたいと思います。

昨年夏休みのことでありましたけれども、本郷行政区のふれあいセンターにおきまして、子供たちが自由に集まりまして、地域の方々が交代で見守る中で遊んだり、それから宿題をしたり、地域の方々は夏休み子供の遊び場という名称をつけておられたようですけれども、これはそういう場を設けてつくっていただきました。後藤議員ご指摘の趣旨に照らしても、まさしく理想的な場であったというふうに考えております。核家族化、共働きなどが非常に多くなりまして、高齢者の方との触れ合いも減っている現実であります。本郷区においては地域の方々が温かく見守ってくださったわけでありました。乳幼児から五、六年生まで異年齢交流としても大変貴重な試みをしていただいたというふうに感謝しているところでございます。ご質問の対象となっている小学校4年生から6年生の時期というのは、社会性を学ぶ非常に大切な時期であります。本町におきましても、本郷区の事例をもとにしたような地域の活動を支援しまして、地域と協働で社会性を養う場として次の世代へ受け継ぐ取り組みを検討していきたいとそのように考えております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 教育長の方からは肯定的なお話ということで伺いました。民間の力を借りながら地域と一緒に実施されているこの事業は、学校の授業とは違う放課後ならではの触れ合いがあります。事業経費も県の補助を活用しながら、かなり低い計上で運営が可能であると思われまますので、本町でもぜひ取り入れるべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 後藤議員ご指摘の東浦町の事例について、私どももいろいろ拝見をいたしましたけれども、本町においてはおのずから事情も異なってくる面があるだろうというふうに思います。この10歳前後というのは非常に大切な時期だということは先ほども申し上げましたけれども、いわゆる10歳までの教える教育、10歳からの考えさせる教育と、そのよ

うにも発達心理学上言われております。子どもは、アフタースクールの事例のように、さらにこの学校の施設を使って校内で意図的、計画的に行うそういった指導といたしますか、それは本町においては若干無理があると。むしろ各地域の人たちの支援、それからその人たちの力添えによって子供を育てる、そういう仕組みをつくってまいりたいというように考えております。それから、学校の施設を使うことについては非常に管理上の問題もございますし、今すぐというふうにはいかないというように考えております。

○議長（櫻井公一君） 後藤議員。

○13番（後藤良郎君） 東浦の視察に行った内容を若干確認の意味で紹介をさせていただきます。この学校では在籍人数が267名22年、23年度で297名。職員の配置として、コーディネーターが2名、それから外国語の教育コーディネーターが1名、指導員が7名、補助員が3名、年間の費用が1,200万円ぐらいでしたね。それで、3分の2ということで、金額の、その補助からいくと可能性があるということで紹介をさせていただきました。でも、今教育長から話伺いましたけれども、いろいろそこでやっているから我が町でもやれるというふうに私も言いませんけれども、やっぱりこういう仕組みもどこか研究していただいて、ぜひいろんな壁があるんでしょうけれども、そこ先だつての教育長の意気込みも分科会でも聞かせていただきましたので、そこに期待をかけてぜひ肯定的に取り組んでいただきたいと思います。その件に関して、町長の方からもし話があればお願いをいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 子供が教育される場が学校だけではないというふうに思います。地域とのかかわりの中で、また友達関係や場合によっては親子関係の中で新たな自分の人柄なり、能力なりを磨き出していくというようなことなんだろうというふうに思っております。今、後藤議員のおっしゃる根幹の趣旨ですね、つまり子供の居場所づくり、または地域との交流とそういったものを松島において、地域、比較的小さな社会が多いわけですが、松島の場合は、そういった中で地域とのかかわりの中でそれを培っていくというようなことについては、趣旨は踏まえましてこれからも地域と学校のかかわりを、交流を深めていく、そういった方向で町政としてもいきたいというふうには思っております。（「終わります」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 後藤良郎議員の一般質問が終わりました。

ちよっとお待ちください。今水差しを変えますので。

次に、15番菅野良雄議員、登壇の上、質問願います。

〔15番 菅野良雄君 登壇〕

○15番（菅野良雄君） 15番菅野です。通告どおり質問させていただきます。

議長には、お水まで準備してもらって、ご配慮ありがとうございます。

それでは、1問目ですが、生活道の修復工事は公費負担でということでございますけれども、町が認定管理する町道がある一方で、町道として認定されていない住民がふだん通勤、通学、買い物などに、いわゆる公道まで出るための普通は生活道などと呼ばれている道がございます。その中には農道や私道、橋、ときには赤道なども含まれておりまして、箇所、その延長は相当数に及ぶと思われませんが、東日本大震災によって損壊されたところも大小かなりあると思いますが、実態を把握しているのかということでもあります。

また、24年度は復興交付金による復旧・復興事業を優先的に進めるということでございますが、当然生活道の改修も公費負担で進めると思います。町内各地から改修の要望が多いと思いますが、いつごろから始まって完了できる時期はいつごろになるのか、計画があればお示しください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 東日本大震災で町道以外の道路の破損状況につきましては、全体をすべて把握しているわけではございません。被災箇所の調査につきましては、災害査定の関係もあって町道の実施というようなことにはなっておりますけれども、町道以外につきましては住民の方から連絡があった場合、そういった箇所は当然把握するわけですが、ご連絡があった場合にはその中で応急復旧が必要と思われる箇所につきましては、それは町道に限らず、農道、生活道路等についても補修を実施してきているというところでございます。

また、町道の復旧につきましては、補助災害復旧工事を3月に発注予定でございまして、新年度には単独災害の箇所の分も合わせまして本格的な復旧をスタートするというところでございます。

また、生活道路につきましても、現場を確認して補修が必要な箇所については随時実施してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） わかりました。ただ、生活道と言われている利用している方々にとっては、やっぱり公道の損壊が大きいということで、こんなところがなという優しい気持ちがあって大分我慢していると思うんですよ。ですけれども、実際はね、特に年とってくると1センチの高さでもつまずいたりしているんですよ。そういうところでね、近くにはひざの皿を割ったり、段差があって手をついて転んだりしている人いるんですよ。ですから、公道も大切

なんですけれども、実際に生活している環境というのも非常に私は大事だと思うんですよ。そういうものですから、言われるのを待っているんじゃないんですね、大変だと思いますけれども、職員の皆さんなり関係者、区長さんなり行政さんなり歩いてみてひどいなと思うところは、やっぱり役場の方から足を運んでいただいて、やっぱり危険だと思うのは公道と同じようなスピードで修復していただきたいなという思いがあります。いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 町民の方の中にはこのぐらいだったら言うぞと、このぐらいだったら言わないぞとかという個人的なそういう判断がやっぱり人によって出てくるということはあると思うんですね。ですから、私どもとしては、折に触れ、機会に触れ、そういった情報をできるだけ早く集めて、そして状況を確認させていただいて、それを応急復旧にしても本格復旧にしても、町道であろうとそういった生活道路であろうと、危険でなく安全にするということは行政としての努めもあると思いますので、努力して改善していきたいというふうに思っております。

あと、再度確認ですけれども、確かに人によってアピールするしないありますので、こちらからそういった情報をなるべく取り寄せる、あとは関係する現場に行ったときにその周辺を見るというようなことをしながら、危険箇所の把握に努めてまいりたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 生活する上では公道も生活道も同じようなものですから、同じような扱いのできる限り早い修復を望んでおきたいと思います。

2問目ですが、外国人観光客の誘致は専門職員でということ通告しておりますが、誘致というよりも誘客なんだろうなという思いがいたしました。一般質問何日までということかなり短くなりましたので、正直言って施政方針を読まないうちに通告したものですから、施政方針の中に大分含まれておまして、ああやっているんだなという思いがしました。さらに、総括質問等で出ましたので、大体答弁は想像つくなというふうに思うんですが、まあせっかくの機会ですからということで質問させていただきます。

東日本大震災後、観光客の減少が著しい中で、町は新たな観光振興計画を策定する方針がありますが、強いアピールで誘客活動に取り組むことが望まれます。特に、国際観光都市として、外国人の誘客に力を入れることが重要であります。国内外の旅行業者にアピールすることや海外のメディアを利用するなど、より強力で推進することを望むものでございます。

例えば、旅行業者や海外のテレビ局などの取材を積極的に受け入れること、外国の旅行会社

に視察に来てもらうことなど、積極的な行動でアピールしなければなりません。

ある県では、今はやりのブログに目をつけて、外国人のブロガーに注目して6月に人気ブログの開設者3人、11月には男女4人の開設者を招待し、観光地を回ってもらうツアーを組んだそうなのですが、その結果、彼らがツアー参加の写真や記事をアップした後に県の観光ホームページのアクセスが倍になったということがあるようです。特に、韓国はブロガーの旅行日記を参考にして旅行する人が多いようです。今、塩竈市や仙台市の水族館計画を初め、震災後は各地で観光を主要施策として地域の再生を図ろうとする意気込みは強く感じ取れます。このままでは我が町の観光は埋没してしまうのではないかと心配されます。宮城県や平泉町を含む広域観光圏と協力しながら、より強く外国人観光客の誘客策を講じるべきであります。

また、観光は松島のまちづくりにとっても最も重要な施策の一つであります。重要施策をなし遂げる意気込みがあるならば、専門的職員を育成し、取り組むことが重要であると思いますが、町長の見解をうかがいます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、松島の観光を今後どういうふうにしていくべきかということについて、これまでのイベント主義、そして旅行会社依存主義というようなものから脱却していく必要があるのではないかというふうには思っています。もちろんそういったことをやりつつ新しい地平に臨んでいくことが必要というふうに思っております。そのために、この観光振興計画を立てるというふうなことを考えているわけでございます。

これについては、まずちょっとダブリになるかもしれませんが、もう一度説明させていただきたいと思うのですけれども、国産化と地産地消といいますか地場産品との交流、そしてまた観光のスタイルとして歩行系ネットワークというふうなことはこれまで言ってきたわけですが、目標いわゆるキャッチフレーズは存在して、また、観光関係の方々がやるイベント等のメニューなんかもあるということなんですけれども、それらを立体的といいますか戦略・戦術、そういったものをしっかりと立てて整理して観光の施策を打ち立てていくということが必要で、そのための計画を立てていきたいというふうに思っているわけでございます。外国からのお客さんを呼ぶというようなことについても、ただ呼びたいんだと、目標を例えば20万人、30万人にするんだということだけではどういう手法でやるのかと、だれが一体やっていくのかというふうなことを決めないとやっぱりちゃんとした計画とは言えないというふうに思いますので、そういった人と、いわゆる人、物、金とかというふうな話

ありますけれども、目標を定めてそこにどういった組織でどういった人でどういった金を導入してどういった順番でやっていくのかというものをしっかりと立てると、そういう意味からこの観光振興計画というものをつくっていききたいなというふうに思っているわけでございます。

それで、メディアの利用のお話が出ましたけれども、ブログですかね、なかなかおもしろい方法かなというふうには思っておりますが、自治体がそういったブログを開設するというふうなことになりますと何かセキュリティとか何かいろいろな面で何か課題があるのではないかなと、あるというふうに思っているわけではないんですけれども、あるのではないかなというふうなこともありますので、その辺も検討させていただきたいというふうに思っております。そういった今ふうのツールを使うということはこれは必須、必ず必要なことかなというふうに思っているわけでございます。

それと、あとは、今の松島の観光客、国際的な流れはどうかというのについて若干説明させていただきたいのですけれども、実は今、震災復興、震災の支援というふうなことで外国の方々がいろんなところからいらっしゃるわけです。それが必ず松島に来るというパターンになっております。今週もテレビにも出ましたが、ウクライナの議長であったりとか、あとはロシアのニジェゴロドから来ていたりとか、あと私自身もロシアの取材陣から取材を受けたり、あとこの前はアフリカから東アフリカの7カ国のジャーナリズムの方が来てお相手をしたというようなこともありまして、松島の観光にとっては追い風的なところがあるわけですね。これ、すべてほとんどが国の方で企画していただいているわけですが、これをうまく活用できる何かないのかなというふうなことを今考え始まっております。ここ恐らく1、2年は外国の方が被災地に来るというふうなことが結構多くて、場合によってはずっとそこにいて取材していくというようなことになろうかなというふうに思うんですね。そういったものを松島としてうまく利用すべきであると、できるようにしなきゃいかんというふうに思っております。

あと、専門の職員ということでございますけれども、これは望ましいというふうには思っておりますけれども、どのぐらいのことができるかについて、例えば英語はできるけれども韓国語はできないとか、中国語はどうかと、場合によってはドイツ語、フランス語とかロシア語といった場合に、そういったところまでなかなか難しいのかなというふうに思っております。そうすると、そういうのと、英語だったら英語で交渉できるとか、あとどこどこに話を出せば広がっていくとか、そういったノウハウを役場の職員が身につける必要があるの

かなというふうに思っております、そういった形で職員の教育というんですかね、そういったものもやっていかなければいかんというふうに思っておりますが、その辺も観光振興計画の中でしっかりと枠組みを決めて実施していきたいなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 大体今までやってきたことも確かにそのとおりでありますね。ロシアからも来ておりますし、ラトビアなんかの交流もしていますし、今おっしゃったようにこの間ですかね、3階から見ていたらアフリカから来たというようなことで、そういう震災後大分松島に訪問していただいているなという感じはいたしますが、その訪問されたものをどう生かしているのかなということが大事だと思うんですよ。振興計画もつくるということで、委員会の審査の中でも大体どこが主体となってやっていくんだみたいな議会からの意見もあります。ですから、そのためにはやはり専門的な職員というのですか、そういう方が必要なんだろうと思うんですよ、私はね。ですから、今までのそのやり方で効果が出ることも期待しておりますけれども、再度伺いますけれども、日本の人口減少が激しいわけで、日本で外国人観光客を増やすことは国策でもあります。観光の町松島としても当然の策でありますよね。地域密着型の総合産業と言われる観光は、松島の活性化には大変重要な課題であります。今、中国を初め、韓国など、アジア各国からの観光客が増えているという報道もございます。東京の商店街での買い物のテレビなども報道されておりますけれども、そういう中で東北は残念ながら地震や原発の風評被害もありましてなかなか伸びていないということもございますが、ご存じのとおり松島はすばらしい景観、そして温泉、おいしい食べ物も豊富でありますし、ショッピングも仙台が近くてアイテムも豊富であります。また、すぐ車で10分もかからないうちに36ホールもあるゴルフ場もありますので、よく地方に行きますとゴルフ場とタイアップして観光客を招いてやっているというゴルフ場も見るとは思いますよ。ですから、松島あたりにもこういうことがあってもいいなと思いますけれども、そんな観光資源が豊富にある松島でありますから、受け入れを待つだけでなく、やっぱりさっきも言ったように関係業者やホームページなどを利用して積極的にアピールをしなければ日本三景松島の発展はあり得ないと思っております。3月13日、きのうだかおとといでしたかね、河北新報に韓国の観光公社が仙台に韓日の観光交流センターを開設したということが載っております。それから、県とロシアのニジェゴロド州、新たな経済協力の協定を県と結んだというようなこともありましたけれども、本町から何らかの形で参加されたのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 韓国のそちらについては、案内は来たんですけれども、議会中なものですから私行きませんでした。あと、ニジェゴロドの話もきのうだったんですけれども、議会中ではありますので会わなかったんですけれども、そういった連絡については一つ一つ私どもの方にも連絡がありますので、時間の許す限り町長直に行っておあいさつしながらよろしくというふうな話をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） ですからね、そういう情報があるのであれば、そのような機会にきちっと外国の方々に松島を印象づけさせる努力をすることが必要だと思いますし、まあ必ず町長が出席しなければならないということもないと思うんですよ。ですから、そういうときのための職員というんですか、専門的な職員を配置しておくということが大事だと思うんです。そういう機会にこの人は松島の職員なんだなという信頼感というんですかね、認知度というんですかね、そういうものにしっかりとつくっておくと、そういう機会を生かすと、そして行動するという職員を育成するということが大事だと思っております。やっぱり観光産業に精通した専門的な職員を育成することは、松島の町としては要求されます。その上でその専門的な育成された職員が今のように外国の新聞とか雑誌を取り寄せて、日本に関する記事や日本ツアーの広告を細かにチェックなどをかけて、その広告のホームページを見てどんなツアーなのか、日本でどんな行動をとるのか、どの程度の値段でツアーを組んでいるのか等々をきちっとチェックをして、外国人観光客が松島を訪問したくなるような企画立案をして、観光教協会や旅行会社などとともに対策を練って外国人の誘客を増やすと、そんな努力をしないといけない状況にあるのではないかと思います。松島の当議会によく本気になってという言葉もありますけれども、私も使わせていただきますけれども、本気になって松島の基幹産業である観光を持続的に発展させようとするならば、専門的職員が外国の現地に出向き、情報を収集したり、ときには逆に現地発の訪日団体ツアーに参加してみずから外国人観光客の好みをつかむことによってその体験を生かした旅行プランを旅行会社に売り込んで、松島を見に来てくれるような企画・立案のできるような職員を育成すべきだと思っております。しかし、1、2年で育つとは思いませんが、5、6年のスパンで庁舎内のバランス、また仕事の内容によっては向いている人、向かない人もいると思いますので、それらも考慮をしながら適正な配置をしていくことが重要であると思っております。

中国や台湾、香港などでは、古くから組織の名前よりも組織の名前よりも個人を重視すると言われておりまして、また、語学力も大事であります、より情熱を持った人間

が好まれるというような風潮があるようでございます。民間企業では担当者を短期に変えることなく長期の配置で信頼関係を築くことを重要視しているとのことでございます。本気になって取り組むのであれば、民間企業と同様な考えに立って取り組むことが必要ではありませんか。

先日、企業誘致促進の総括質問に対しまして、町長は職員の能力に限界もあり、一番の相談相手は県であると答えております。さらに、ニジェゴロド州との国際交流に対する質問にはやはり県を通じて大使館に要請しているという県頼りとも思われる答えをしておりますが、何でも県やコンサル、コーディネーターに頼るそういう時代は過ぎたのではないかと、そんなふうに感じます。確かに事業によっては県を頼りにしなければならない事業もあると思います。しかし、地方分権が施行され、今は地域主権一括法と名称は変わりましたが、国から県へ、県から町へ権限移譲が推進されて、私たち議会も同じですが、議会の改革とともに、自治体も自主性及び自立性が求められ、その姿勢、判断、方針の実情が問われる時代にあります。せめて町の基幹産業である観光の発展を充実するならば、県に頼ることがあっても、ある程度まで自前で推進できる能力を持つ専門的な職員が必要ではありませんか。トップセールスは効果がないとは言いません。しかし、町長として外国人観光客の誘致だけに携わるにはいかないわけでありまして、やはり職員に頼るところが大きいと思います。役場職員は地方公務員法の第32条の後段に上司の職務上の命令には忠実に従わなければならないとあります。また、39条には職員にはその勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会を与えなければならないとありまして、2項には前項の研修は任命権者が行うものと規定されております。町として、自主性及び自立性が求められる今こそが研修が大事な時期であると思います。観光会社や旅行会社での研修、また、関係機関や大学の講演会などで研修をさせて専門的職員を育成し、その体験や人脈を生かしながら現地に出向いて松島町を売り込むとともに、松島を取り巻く広域観光を売り込むような積極的な行動をとれる職員を育成すべきだと思います。今、非常に安い航空運賃が出てきて、外国を往来するのはそんなにお金がかからなくなったような報道がたくさん流れております。200万円程度あるとホテルのクラスにもよりますけれども、年間4、5回、5、6日の滞在であれば可能だと言われておりますので、その程度の経費でいまや経済大国になった中国やアジア各国、そして世界から外国人の観光客を増やしたということになれば、職員だけでなく大橋町長の名前もぐっと上がるんじゃないかと思っております。やっぱりそういうような考えを持って取り組んでいただきたいと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 役場の職員のお話ですけども、ちょっと先ほど私誤解を招くような発言といえますか、私は行っておりませんと言ったんですけども、うちの担当の職員はニジェゴロドが来たときには行ってありますし、そのときにしっかりと松島のお話をできるような職員でございます。松島町役場の職員で英文メールの処理、あちらから来たものを訳したり、こちらのものを訳して出していったりする中で事務的な連絡、必要な事柄についてはすべてできております、今でも。湾会議の話、世界の美しい湾会議のお話をこれまで何度かしておりますけれども、そういったものについても、メールでやりとりをして必要な事項をとらえているということでございますので、おっしゃるような形でのばりばりの専門というのはなかなか役場の職員数の問題等もありまして、なかなかいきかねるところはありますけれども、能力的にはそういった面ではあるというふうにお考えいただいてもいいのかなというふうに思うんです。ただ、私がなかなか能力が及ばないと言っているのは、例えば今言ったようにそういった職員を3人、4人抱えていますかというところというわけではないのでありまして、1.5人ぐらいだったりかするわけですね。そういった足りないところを県であったり、場合によっては国であったりしたところに補っていただくというようなことなのかなというふうに私は思っているんです。県と協議をしながらとかというふうなお話を、そういう表現をさせていただくと、県頼みになっているのかなというふうにお考えになるかもしれませんが、今の行政の形、国、県、自治体のありようというのは昔と随分変わっているんです。私が役所に入ったころに比べても、随分国の対応というのがですね、例えばそのころ建設省だったんですけども今は国交省だったりしますけれども、担当の自治体に対するやり方というんですかね、随分変わっています。こちらの意思というものを尊重するような。そうでないともう国政やっていけないと、国の行政もやっていけないというふうな時代になってきておりますので、私が申している県と話をしながらと、それから国と話をしながらというのは、県に頼むと、それから県が何かやってくれないとうちができないよということではなくて、うちとしてやりたいこと、これこれなんだけれども、こういう点で足りないところがあるのでそこは一緒にやりましょうか、やってくれませんかというような流れの方が多いというふうにご理解いただければいいと思うんですよね。そういった中で、今、国も県も松島頼みなどところがあるんですよ、現実的には、観光という点ではね。それを生かしながら、そしてそれをうちの職員と県の職員、県の国際交流関係にはそろそろおりますので、外国人もいたりなんかしますから、そういった方々をうまく使いながら松島として観光の発展を図

っていくというふうな考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 菅野議員。

○15番（菅野良雄君） 町長もどうとらえたかわかりませんが、専門的な職員というんですかね、専門的な職員ということは必ずしもそれに専属しなさいという意味で言っているんじゃないんですよ。やっぱり1、2年で配置転換してしまうとせっかくそういう築いたきずなが途切れちゃうということがあるでしょうと。であるならば、5、6年、7年のスパンでどうですかと、しかも適材適所に人間性もありますから、それをうまく回転させてやっぱり観光なら観光をきちっとこう途切れしないような政策をつくっていく、つないでいくということが大事だと思っているんですよ。ですから、そういう考えでいかがですかということをお願いしたわけでありまして。

今回は特に観光を例えて申し上げましたけれども、企業誘致でも同じですけれども、普通その机上だけでやる仕事と、役場にもいろいろ現場で働く人たちもいっぱいおりますので、やっぱりそういう点ではきちっとした専門的な職員が必要なんだろうという時代だと思っているんです、私はね。ですから、そういう職員を育てる必要があるのではないかとこのように思ひます。

情報紙などを読みますと、地方自治体の観光誘客や企業誘致などについて、現場に実務に精通した人材が少なく有効な企画立案が少ないことが致命的でありますと書かれていますね。関係者からは、偉大なる……、申しわけないですけれどもこれはいいわ、ということもありますので、いろんな指摘もありますので、やっぱり町長の手腕というものをしっかりと發揮していただいて、観光もそうですが、企業誘致もそうですが、どなたかがおっしゃいましたけれども、やっぱり成果を上げるということに本気になっていただきたいと思ひます。そういう思いで質問をさせていただきました。

最後に伺ひますけれども、さっきもお話に出ました。震災後、いろんな外国の方々が来ておりますけれども、ちょっと町長の答弁にありましたけれども、1.5人ぐらいかかと、外国語をお話できるのね。国際観光都市松島ということをお案するとちょっと寂しいのかなという思いがしますので、私も視察に来たときに一緒に参加したこともありますけれども、私もそうですが、町長は片言で答えていたようですけれども、全く話せない。一緒に行った職員の人たちも「ううん」という感じ、本当これでいいのかなと。松島海岸の藻を見て「これは何ですか」みたいに聞かれたんですよ、雰囲気的にはね。聞かれたこともわかんないし、あのときにみんなで知らねふりしてるようではね、本当恥ずかしかったなという思いがします

ので、私はもう遅いですから若い人たちに勉強してもらって、そういう職員も必要なのかなという思いもします。そういう研修をしながら、観光と言わず行政面全般にわたって底上げをしていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を14時15分といたします。

午後2時00分 休 憩

午後2時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

一般質問を続けます。16番今野 章議員、登壇の上、質問願います。

〔16番 今野 章君 登壇〕

○16番（今野 章君） 16番今野でございます。通告をしております2点について質問するわけでありまして。

国民健康保険税の負担軽減をということで、議案の第26号の際に討論もさせていただきました、あそこで述べたことがほとんどということではあると思えますけれども、この国保税の負担の軽減の問題につきましては、1年半前の22年9月の議会でも取り上げをさせていただきました、財政調整基金の取り崩しをやって負担軽減はできないのかとか、あるいは一般会計からの法定外の繰り入れで保険税を引き下げることにはできないのかとか、また応能割と応益割の負担割合を見直して低所得者の負担軽減を図ることはできないのかというようなことで質問をさせていただいている経緯があるわけでございます。そこで、まず最初にこの1年半前の質問以降に具体的に国保税の負担軽減のための検討を行ったことがあるのかどうかです、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島町の国民健康保険特別会計の基金積み立てや保険税等、各種事業のあり方につきましては、実施後の事業内容が妥当であるか否かについての評価を実施して、それを予算編成に反映させるべく国保財政の状況や国保の運営について検討を行っております。若干踏み込んだ答弁になるかもしれませんが、具体的には財政状況におきまして平成23年度末の財政調整基金の残高が2億7,000万円となる見込みでございます。

基金残高につきましては、国の方から平成12年に示されました財政の安定化のための基金保

有額は、保険給付費と納付金等を合わせた5%程度ということが示されているわけですが、それによりますと7,500万円以上が必要というふうなことになるわけですが、しかし、今度の平成24年度末の財政調整基金残高の見込みですけれども、これが1億2,000万円というふうに今見込んでいるところですが。ちなみに、その際の国の指標による基金保有額については7,600万円以上というふうなことになる見込みです。基金を取り崩して保険税を引き下げるとということにつきましては、平成12年に示されました国の通知を参考にいたしますと、過去3年間における保険給付費の平均年額の25%以上の基金残高を保有することが示されておりまして、このことを勘定に入れますと、平成23年度では3億円と。平成24年度では3億1,000万円が保険税引き下げの目安というふうなことになるわけですが、財政調整基金というものが高額な医療費の発生など偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応するための性格というふうなものを持っております。また、さらには震災等の影響もあるというふうなことを考えますと、国民健康保険税の引き下げというのは現状ではできないというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ずっと先のところまで答弁をいただきまして、それで、それならばどうやってこの国保の困難な状況を打開するのかということだと私は思うのですね。国保加入者の負担というのは本当に限界に来ているんだと思うんですね。結局、国保加入者の保険料を上げれば滞納につながっていくとこういうことでありまして、保険料を上げて問題が解決するという中身では私はないと思うんです。ですから、問題を解決するためにはこの滞納をなくしていくという面で言えば、やはり引き下げをして滞納をまず少なくすることが大事だと思うんですね。今、基金残高、23年度末ですか。24年度末と言ったんですかね。ちょっと今わかりませんが、23年度末で2億7,000万円というふうに言ったような気がしますけれども、24年度はそして1億2,000万円ですか。そういうふうなお答えだったということで、今現状では2億7,000万円程度の基金があるということになるわけです。やはり基金が取り崩せないで財政見通しとしてなかなか立たないということであれば、一般会計からの法定外の繰り入れも考えても、それをやるのかどうかということに私はなっていないかざるを得ない側面があるのではないかとこのように思っているわけです。その辺については、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 国保の仕組みから考えまして、それは原則として国保の国保会計の中で

閉じるということでないということでないといふ具合が悪い。一般会計からの繰り出しというのもあることはあるわけですが、それはあくまでも原則内の部分で税金としてすべての方からいただいた税金をそれにつき込んでもいいのではないかというようなことでの繰り出しになっているわけですので、その出る入で足りないから、それでは一般会計からその足りない分をとというふうな話にはならないというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 全国で法定外の繰り入れをしている自治体というのはかなりあるんですよ、町長。ですから、決して特異な形態ではないということをもっと知っていただきたいと思っておりますし、宮城県でも法定外の繰り入れをしている、まあ宮城県は比較的額としては小さいんですけども、法定外の繰り入れをしているというところはあるわけです。ですから、それは必ずしも繰り入れが例外的な措置だというふうには言えない状況に今なっている。それは、今何度も申し上げますけれども、やはり加入者の負担、これが大変重くなっているというところにやはり起因しているんですね。ですから、そういう意味で繰り入れをしている自治体はもうこれ以上もう加入者に負担を押しつけても滞納が増えるばかりだという側面があってやっているわけなんですね。討論でも申し上げましたけれども、所得が200万円以下の世帯がもう8割なんですよ、国保は。そういう世帯に所得がゼロでも、松島は21年度の決算だと平均で5万4,000円ぐらいの国保税がかかるわけでしょう。それをやっぱり何とかしなくちゃいけないというふうに私は思うのです。そういうふう考えたときに、まず全体としては国保税を引き下げるための財政調整基金、例えば平成23年度2億7,000万円と言いましたけれども、私は22年度の決算しか持っていないので、22年度ですと決算額、期末で2億6,596万円ぐらいあったでしょう。これ、加入者が4,515人、世帯数が2,496人と。一人頭で5万8,900円と。世帯でやると10万6,500円と。これぐらいのお金が言ってみれば平均するとたまっているわけですよ。ですから、私はこれ基金全部なくせとは言っていないんです。ぜひ負担軽減をするということですから、一人頭で1万円でもいいと思います。2万円でもいいと思いますけれども、そういう基金の出勤をして引き下げていくということが私は大事ではないかと。で、赤字になったらどうするんだということがああると思うんですが、やはり前から言いますけれどもね、みずから血を流してやらないと、町長、本気になって国にこうじゃないかと言えないんですよ。結局、取りやすいところから取って、そして負担を押しつけて、あとは野となれ山となれじゃないですけども、何とかなつたかとかいうことになってしまうのではないかと思うんですよ。そういう意味では、本当に真剣に考えるというのはそこまでや

っぱり追い詰めておいて、そして国に対しても要望する、県に対しても要望するというそういう姿勢が私は大事なのではないかなというふうに思うのです。いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） その辺になりますと見解がどうのこうのというふうな話になろうかなとは思いますが、守るべき手段、正しいディフェンスをしていて、そして血を流さないのが実はいいのでありまして、そこを抜いて血を流して「はい、これではどうだ」というのは、私はそれはちょっと順番が違うのではないかなというふうに思っております。おっしゃる真意は国の方にしっかりと見えやと、その制度そのものがどうもまずいのではないかなというふうなところをおっしゃりたくてそういうふうな例を出されているのかなとは思いますが、先ほど申しましたように、今の制度の中で町として制度を所有してといいますか運営して、その中で収支を合わせる保険制度というようなことになっている中では、おっしゃられるような基金の取り崩しとかというものについては、やはり運営上の危険度といえますかそういったものを考えると、私どもの判断ではそういうふうなことまではやらない方がよいというふうな判断をしておりますし、また、国の方の制度、抜本的な改革といえますかそういったものが必要であれば、それはやはり国の方でやっていただくようなお話なのかなというふうに私は考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 血を流せと言ったのは、既に血を流している加入者がいるわけでしょう。もう血を流していると思わないと私いけないと思うんですよ。これだけの2億8,000万円を超える滞納をつくり出しているわけですから。討論でも言いましたけれども、1年間に加入者に対して賦課する金額と同じぐらいのね、言ってみれば単年度で見たときにですよ、その分と同じぐらいの国保税額がもう滞納されているわけでしょう。納め切れないからたまりますよ。だから、納められるようにやっぱり軽減してやらないとだめだと思うんです。確かに法的に7割、5割、2割の減免制度はありますよ。ですけれども、滞納しているところどこなのかということで見たら、結局そういう軽減措置を受けているところで一番滞納している人が多いんですよ。そうですよ。これ21年にももらったやつですけれどもね。結局、滞納は滞納世帯、所得ゼロの区分で159世帯あるんですよ。滞納世帯439のうち。ですから、3分の1以上が所得ゼロのところが発生している。所得ゼロですから、想像するに多分これは相当の軽減策がとられているわけでしょう。それでもそれだけの件数が滞納していると。50万円以

下で41件、100万円以下で61件ですよ。合わせて250件。滞納世帯の半分以上がそういうところで滞納しているということなんです。ですから、そういう税負担の重さというもの、まさにこういう人たちはただ単に納めたくないから納めないというんじゃなくて、納めたいけれども納められないというそういう状況があるのではないかというふうに思うわけです。私は人間というのはそんなにぐうたらではないと思うんですよ。中にはいると思いますけれども、やっぱり一生懸命納めようと思っても納められないという状況の中でこういう事態が発生していると。だから、こういう状況に追い込まれている皆さんをどうやって行政としてすくい上げていくのかと、ここが大事なところではないかなというふうに思います。そういう意味で負担軽減はどうかということでお聞きをしていたわけですが、残念ながら財政調整基金の取り崩しもできないし、一般会計からの繰り入れによる保険税の引き下げもできないということでした。

そこで、3点目の質問ということにさせていただきますけれども、今お話ししたように、所得なしでも課税される皆さん方というのは非常に多い。ここでは、その応益割の部分で法的な減免が行われるわけでありましてけれども、結局、応益割の部分で負担が大きいということで軽減されても金額が大きくなるということになるかと思えます。ですから、応益割と応能割の比率をやっぱり5対5ではなくて変えていくということが大事なのではないかと。そして、低所得世帯でも払える保険料設定にしていくということが大事なのではないかというふうに考えるのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 応能、応益の部分のいろいろ見直しということなんですけれども、国民健康保険税につきましては、資産割それから平等割とかありますけれども、その場合、見直しした場合、その分所得割合を増加させるというような考え方もございますけれども、今回、先ほど町長もお話ししたとおり、震災の影響によりまして雇用の情勢の不安定など、町民の皆さんに生活に大きな影響を与える状況でありますので、したがって十分な税収入が期待しがたい状況でありますので、資産割等の比率を見直すことは非常に難しいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） それならばですね、どうやってこの国保の困難な状況を変えるのかですね。保険者が払えないと言っているこの状況をどんなふうにして解決しようとしているのかと、これはもう取り立て一本やりでいくということなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 取り立て一本やりというなかなかすごい表現でございますけれども、我々としてできることは、やはり今の制度の中で何とか頑張っていくということしかできないというふうにはお答えさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） なかなかこれ以上言っても次の答弁は出てこないんだろうなと思いますのであれですけれども、もう加入者、特に低所得者を中心にもう追い込まれているわけですよ。ですから、何らかの手だてをやっぱり行政としては考えないわけには私はいかないと思うんですよ。考えるとすれば、今お話ししたような中身しかやれることは私はないのかなと。確かに医療給付で余計かからないようにして給付額全体を下げれば保険料は下がりますよということになるかもしれない。だけれども、保険料を下げるまでそれを下げるといったら大変な仕事でしょう、多分。違いますか。私はそう思うんですよ。それよりは、もちろんその努力もするけれども、やはり保険料そのものを、特に低所得者を中心に引き下げてやるという、ここが大事なんだというふうに今考えてもらわないといけないなというふうに思います。24年度末では1億2,000万円まで減るであろうという財政調整基金の資産のようで、なかなか思い切ってそこに踏み込めないということは理解しますけれども、お話ししていますように一般会計から繰り入れを行っても、私は今の状況であれば国保の財源の立て直しというのを図っていかなきゃだめだというふうに、財源といいますかその加入者の生活の立て直しのためにもやっていかなくちゃいけないというふうにこれは申し上げておきたいと思います。

そういう問題を含めて次の問題に移ります。

そういうような問題があつて、国の方では国保財政の広域化というようなことを今打ち出してきているということになるんだろうなというふうに思います。国民健康保険法の一部を改正するということがやられているわけですが、それは平成24年度以降の子供のための手当等の取り扱いについてということで、4大臣の合意というものが昨年12月20日にやられているわけです。その中に、4大臣というのは、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣とこの4大臣が合意をしたということで、一つは今お話しした子供のための手当制度に関する項目、それからもう一つは平成22年度税制改正による所得税、住民税の年少扶養控除の廃止に伴う特定扶養控除の縮減等々に関する問題と、それからもう一つは地方の自由度の拡大に合わせて以下の国庫補助金負担の一般財源化等を実施するといったような中身、それ

から、違いますか。三つ目ですね、今のはちょっと間違いました。三つ目は国民健康保険制度に対して以下の措置を講ずることということで、ここが今から私が質問することに大きく関連しているのですが、この4大臣合意というのは、国民健康保健制度に関して以下の措置を講ずることとし、国民健康保険法を改正する所要の法律案を次期通常国会に提出をします。また、社会保障・税一体改革案に盛り込まれている市町村国保の財政基盤の強化については、低所得者の保険料軽減の拡充及び保険者支援の拡充に充てることとし、そのための必要財源については社会保障税一体改革成案を具体化する中で措置します。なお、高額医療費共同事業の国庫負担のあり方については、社会保障・税一体改革による財政基盤の強化の状況を踏まえて検討するということがまず前段にあって、その中身を具体化するということが三つの柱になっております。

一つは、22年度から25年度までの暫定措置である国保財政基盤強化策を恒久化をします。また、恒久化までの間、暫定措置を1年間延長します。なお、財政安定化支援事業については、社会保障税一体改革による財政基盤の強化及び財政運営の都道府県化を踏まえ、所要の見直しを行うというのが一つ。

もう一つは、都道府県単位の共同事業について、事業対象をすべての医療費に拡大します。なお、共同事業の拠出割合は現在と同じ医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が市町村の意見を聞いて変更可能とすると。

三つ目の柱が財政運営の都道府県単位化を円滑に進める等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる、これに伴い国の定率負担は給付費等の32%とするところといったようなことが4大臣合意ということでやられているわけです。

最後のこの国の定率負担は給付費等の32%とするというのは、もう既に本町の24年度の予算の中でもこういうふうになっているわけです。先ほど討論でも申し上げましたけれども、34%だったものを32%に2%引き下げたと。そのかわり地方財源が増える分、都道府県の調整交付金を7%から9%まで2%引き上げるんだよと、これはもうやられているということになっているかと思えますけれども、今お話ししたような中身で進んでいくということでありまして、そこで全国知事会はこの問題を含めて国保の構造的問題の抜本的解決になっていないということで、国保制度を都道府県の運営とすることに対して同意していないというふうにもなっているようではあります。本町として、この制度変更というものについてどのように考えているのかということをお聞きをしたいというふうに思ったわけでありまして、もっと簡単に、ちょっと今ずっと4大臣の合意とか読んじゃったのでわかりづらかったかと思う

んですが、ここに書いてあるとおりでですので、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 国の法律案の柱の中で1、2、3とあって、それが一体どのような変化をもたらすことになるかと思うのかということが1点目かと思うのですね。これは、(1)につきましては、これまで暫定で行われてきて機能してきている部分が恒久化されるということですので、これは影響がないというふうに基本的には考えています。

それと、あとは財政運営の都道府県単位化の推進ということですが、これについては、いわゆる基礎自治体といいますか我々市町村でやっているよりも都道府県レベルにした方がいいのではないかといいふうな事かと思っておりますので、我々としてはこれはいいというふうに、つまり自治体間の格差というのがありますし、また、財政耐力、そういった行政上の耐力からしても、なかなか我々市町村でやるよりは都道府県でやっていただいた方がいいというふうには思っています。

(3)の交付金割合、国と都道府県の交付金の割合の変更については、うちというか松島町は余り関係ないわけですが、どうも国の方で自分の支出分を減らしていこうというふうな意図が見え見えでございますので、これが一体今後どういうふうになっていくのかについては、これは危ないぞというふうには思っているところでございます。

2点目ですが、国保財政の運営の都道府県化ということですが、我々市町村の自治体から言わせていただければ、これはそういうふうにはやってほしいねということが基本でございますね。知事会の方では、大体推察はできますけれども、そういったものを受けるについては一つの大きな仕事をしよい込む形になりますので、話がないよというふうなクレームを出しているんだと思うんです。国は国で本来的に言えば国の責任が随分大きな部分について自治体になるべくやらせようというふうな、そういうのはまずいのではないかといいふうには思っておりますけれども、先ほど言ったように、市町村、特に私どものような小さな町の立場から言わせていただければ、行政上の耐力、保険制度運営主体としての能力ということを考えると、それは広域化して都道府県単位になるというようなことについては望ましいと。基本的に望ましいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 財政基盤強化策の恒久化と、これはまず今まで暫定的にやっていることになっていました保険者の支援制度、それから都道府県単位の共同事業、いわゆる高額医療費の共同事業、あるいは保険財政協働安定化事業といったものを恒久化していきますよとい

うことになるわけですね。これは、どういう中身かというふうにいうと、いわゆるレセプト1件当たり80万円を超えた部分ですね、ここについては高額医療費の共同事業でやっているよ。それから、30万円を超える分については、安定化共同事業でやっていますよということなわけです。それで、結局、高額療養費の部分は今までも県を中心にお金を出し合って、国も出し合って4分の1ずつ出し合ってやっているわけですけども、30万円以上の部分についてはこれはまた高額療養費とは違うわけですね。ですから、ここで言っているのは、30万円以上も含めて今度は一緒にやるようにしますよ。そして、平成27年度からはすべての医療費について、これ全部統一にしますよということなわけですね、確か。じゃ、そうなったとき、国保財政の運営というのは、結局その言ってみれば共同事業といえますかそこに全部持っていかれると。市町村の実勢とかそういうものがどういうふうに残るのかというようなことを私は思うわけです。実際に考えると、全部県の方に上げてしまうような格好になるわけでしょう。そうしますと、町、それぞれの市町村、自治体は拠出金を出していくと、要求されたらお金を出しますよとそういう関係になってしまうのかなという感じがします。そうなったときにどういう計算でお金を出すのか。医療費の出来高でやるのか、あるいは人口割、加入者割、所得割、いろいろ考えられると思うのですが、そういうことを考えたときにこういう財政の広域化というのは決して今の政治の中ではいい方向に進まない、いい方向に進まないというのは、加入者にとっていい方向では絶対進まないということなふうに私は思うのです。ですから、そういう意味で町長は県単位でやってもらうのが非常に耐力的にも格差をなくすという点でもいいことじゃないかというふうにおっしゃっていますけれども、悪いことばかりではないかもしれないけれども、今の政治の中で、お話ししたように、もう既にこの3番目の都道府県調整交付金の割合なんかは、国の方はもう34%給付費で入れていたものを32%にまず下げちゃったとこういうふうになっているわけですから、国がどんどん給付を下げていくことは、これは目に見えているような気がするんですね。例えば、この中で微妙なことを言っているわけです。高額療養費共同事業の国庫負担のあり方については、社会保障税一体改革による財政基盤の強化の状況を踏まえて検討するとかですね、それからそういう書き方が非常に多いんですよ。改革の状況を見ながら見直しをしていくんですよというようなことを言っているんです。共同安定化事業じゃなくて支援事業ですか、共同安定化支援事業。いわゆる市町村に対して負担軽減した分ですね。それを埋め合わせするようなものが交付金で来ているわけでしょう、今は。軽減策としてね、7割、5割、2割ですか。ここを穴埋めするのが支援事業という形で来ているわけです。こういうものも

成り行きを見て見直しを図ってきますよと、所要の見直しをしますよとこういうふうに言っている。そうすると何が起きるか。見直しですから大体なくなるんです。今まで来ていたものがなくなって、いや、なくなったんだから町は単独でそれは今度は負担してくださいというそういう話には私はなっていくのではないかとこのように思うのですが、そういうふうに私が思っているだけなので、当局としてそういうふうに考えられないかどうかというところをそれではお伺いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） いろんな可能性がやっぱりあるので、先のことはなかなか不透明で見えない。特に今は不透明で見えないということでございまして、私どもとしてはこの保険を運営していることで町の財政が破綻するというようなことはあってはならないと思いますし、ならないとは思いますが、国にしても県にしても、なるべく困ったところはほかのところに押しつけてみたいのは本当に困ったことだなというふうに思っております。将来的にこの国保の制度が破綻させるようにはきつとしないとは思いますが、それは私は信じているんです。今あるこの保険制度が、これは世界的に見てもなかなかすぐれた制度だというふうに評価されているわけですから、そして、これを悪い方向にするということは、今の国民生活をレベルを下げるといいますか、ただ単にレベルを下げるだけじゃなくて命にかかわる、体にかかわることですので、私は基本的にはそんなに悪くはないのではないかとこのように思っています。そこまで人間はおろかではないのではないかと。ただ、基礎自治体として国に訴えたいことは、今言ったようにこの大事な制度をしっかりと継続させていくためには、国としてもっともっと責任を持っていただきたいなというように思っておりますし、折に触れてといいますが、国に要望するときにはしっかりと行っていきなというふうには思っているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 将来のことでわからないということなんですね。私も将来のことは簡単に予測はつかないというふうには思います。ですから、余り仮定の議論もしたくないということはあるかなというふうには思います。ただ、今の政治というのは実績があるわけですよ。大体、町長もよくおっしゃいますけれども、補助金を出したと思ったら、3年たったらその補助金がなくなって、あとはあなたたち単独でやりなさいとこういう政治になってしまう。こういうことは往々にしてありますし、そういう政治の状況から見ると今お話ししたような状況がこれから広がっていくということは、これはただ単なる予測ではなくて、十分

にそうなるであろうという確信を持って私は話ができるんじゃないかなというふうに思っているのです。大事なことは、町長も今の日本のこの制度はいいと、皆保険制度ですよ。この制度は非常にいい制度なんだと。私もそう思います。ですから、この制度をなくしたいと思っている人たちがなかなかなくせないから困っているんですよ。TPPだってそうでしょう。グローバルにしたいんですよ、みんな。だけれども、これやったらアメリカの保険会社が入ってきて日本の医療制度を壊すんですよ。だから、なかなか壊したくても壊せないとお医者さんもこれだけ日本にいるのに、お医者さんたちの商売と言ったらおかしいけれども、医療の問題にもかかわってくる大変な問題なんです。だけれども、政治の中身というのは、言ってみればグローバル化を言ってアメリカ的な医療をやったら一番簡単じゃないのという考えが根本にあるんじゃないですか。アメリカの医療は結局個人で医療保険に入って、病気になったときはそこからお金を出してもらおうという医療制度ですよ。だれでも同じように医療が受けられる制度じゃないんです。その日本的制度をしっかり守るという意味では、町長が今おっしゃったように、国がやっぱりそれなりにきちんと保障しなかったら成り立たないんですよ、特に国保は。さっきもお話ししたように、所得が本当に低い人たちで成り立っているわけですから、どこからか力かしてもらわなかったら成り立たないんです。そういう意味では、地方自治体が保険者なわけですから、先ほど税の問題で果たして一般会計から繰り込んでいいのかどうかという問題もあるというふうに言われましたけれども、町は国保税の保険者なんです。税というのは、町長、高いところから低いところに流れるべきものなんです。ですから、そういう意味では私は一般会計で持っているお金をそういう町の所得の低い部分に流し込んで活用すると、それはまさに税金の使い方として筋が通っているし、合っていることではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 行政の対応としては、時代によって社会によってあり方が違うという場合もありますので、今、私どもでやっている方法これしかないというふうなつもりはないんですけれども、いわゆるナショナルコンセンサスといいますかそういったものもやはり踏まえて行政というのは行っていかなければならないと。それは、我々基礎自治体の行政も同じだということをもって回答にさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 何をナショナルコンセンサスにするかというのは、やっぱりそういう行政が先に立ってそういうことを言わないとなっていくという面もあるのです。ですから、

世の中でそういう議論がいっぱいされて、やっとなんかそういう状況が生まれたからやるということでもそういうケースもあるけれども、この場合は町が積極的にやっぱり打ち出して行ってそういうものにしていくという姿勢が求められているのではないかと私は言いたいのであります。その辺は、なかなかこれはまた見解の相違に近くなってくるのかもしれないのでやめますけれども、何度もお話ししますけれども、そういう点でさっきも本気という話も出ましたけれども、本気になってこの国保の現状を打開というものを考えていかなければならない。私は都道府県単位化にするというのは、国が財政の負担を減らすことだと。同時に、国はそのとき一緒に県も道連れにすると思うんですよ。余計なことするなと、県でやってやりたくても、そんな余計なことするなという法律の網かけて余計なことをさせないようにして多分広域化を進めていくんだらうなと。最終的には加入者が自己責任でやりなさいとこういうことになっていくのだらうなというふうに思っています。そうなったら本当にあれですね、所得の低い加入者はほっぽり出されるのと同じですよ。保険料も払えない、病院にも行けないとこういうことになるんじゃないですか。まだまだ数は少ないですけども、やっぱり今でもそうやって病院にかかれなくてだれにも看取られずに死んでいる人がいる、こういう状況があるわけでしょう。病院にかかるかかからないかは別にしても、この間も立川市ですか、家族一人だったり二人だったりですけども、孤独死をしたとこんなふうにも言われている状況が生まれている。日本の社会というのは非常にそういう意味で冷たい社会になってきている。行政がもっとそういう意味では一人一人の人間を大事にするという立場に立って行政を進めないと、私はそういうことが起きていくのではないかなと。その意味では、町長はトップですから、町長がそういう気持ちになって初めて職員の皆さんも私らもそういう町長の心で動かなきゃいけないということになっていくのではないかと思います。ぜひ町長はそういう気持ちで行政を担っていただきたいと思ひますし、そういう気持ちで国庫負担をもとに戻していくためにぜひ頑張っていたきたいと、国にもっともっと国保に対する財政を負担をすべきだということで求めていくことが大事だと思うのですが、最後ですけども、いかがでしょうか。先ほどから似たような答弁はいただいていますけれどもね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） そうですね。国に対して、この制度をもっと大事にしてほしいと、そして責任を持っていただきたいというふうなことには言っていきたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ぜひ、おまえはそっちにいるから勝手なことを言えるんだとそういう考

え方をしている人もいるかもしれません。だけれども、やっぱり本当に困って払えないという方が、今さっきも数字を挙げて言いましたけれども、そういう状況がこれからどんどん広がっていくんですよ。だってまともに正社員になれないんですから。そういう人たちも国保税を納めなくちゃいけないんです。ぜひそういった問題を考えていただいて、ここで議論が終わるわけではないと思っていますので、町長にはこれからも深く深く考えていただくことを要望して質問を終わりたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。

再開を15時15分といたします。

午後3時00分 休 憩

午後3時15分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

一般質問を続けます。9番尾口慶悦議員、登壇の上、質問願います。

〔9番 尾口慶悦君 登壇〕

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。

私は1点でありますので、総括でも若干町長の答弁がありましたので、余りくどくなくお聞きをしますんで、お答えは簡潔にお答えをいただいて結構であります。ただ、内容だけはピシッとおっしゃっていただきたい、こういうふうに思います。

宮城県は、平成24年1月27日に県内34市町と共同で復興特区の推進計画をつくりまして、申請をして2月9日に、早いんですね、内閣総理大臣の認定を受けたとこうなっているわけがあります。その内容はものづくり産業8業種とこういうふうなことで8業種が並んでいるわけですが、自動車関連産業から食品製造、医療、航空、高度電子、木材、クリーンエネルギー、船舶とこういうふうな8業種。その8業種にも細かくあるわけですが、そこですら、この復興産業集積区域として松島町はどんな項目のものを県の方と一緒に出されたのか、まずそれを先にお聞きをしたいと思うわけがあります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） これは、県が我々と一緒に出した段階では特定の業種を定めたわけではなくて、今ものづくり産業8業種というのがありますので、この中のどれかということを出しているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 県は、323の区域を指定をしまして、そしてこのものづくり産業の集積をさせるとこういうふうなことなんでしょうが、ただこの8業種皆何でもいいよと、どこにでもいいよというわけではないわけですね、323の区域を指定しているわけでありますから、申請しているわけでありますから。松島でも1月27日に出したときには、県から早く早くと言われたからまあ急いで出したんだと、だから地域の指定も必ずしも適切だったかどうかというふうな話も聞くわけでありますが、松島はこの323区域の中に松島として何区域を入れたのかお聞きをしておきたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、区域の数でございますけれども、9区域でございます。それぞれちょっとお話、説明させていただきますけれども、一つは旧エコロジーパークの計画地でございます。二つ目が松崎精麦、三つ目が東京エレクトロンとその周辺の工業系の一般保留地域、四つ目が松島産業の根廻の工場ですね。あと、五つ目が小梨屋工場、六つ目が松島北インターチェンジの南側エリア、七つ目が高城前田沢地区、ちょうど八巻鉄工所と下水の浄化センターの間の部分でございます。八つ目が北小泉鴻ノ巣地区、九つ目が手樽広浦地区福島水産さんの用地ということで、基本的には既存の工業系の活用が既になされている場所、また、今まで開発の相談なり検討がされてきたエリアということで、9カ所を申請の対象ということでさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それは、9カ所の地域には県との調整が必要なんだろうと思いますが、この8業種の内容であれば特区の申請はしなくても大丈夫だということに理解しているんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 今回の特区の中で本制度の一番のメリットというのは税制の優遇ということですので、ここに企業が張りつくなり、あと、現有の機能を拡大させるという部分について、場合によっては税制の優遇特例が受けられるということになるかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうしますと、何でもいいということなんです、町長がまだ業種は言えないということではありますが、協議をしている業種があるということなんでしょうか。

ったわけでありますが、それはこの8業種のうちのどんな業種なんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 今、複数の企業さんとお話し合いを進めさせていただいております。例えば、一つはプラスチック関係の製品を製造している会社、あとは電子機器関係の、例えば東京エレクトロンさんに関連するような企業さんとか、そういったところに複数ちょっと今話を進めさせていただいているという状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長は、あそこのインターチェンジ付近にと言ったら、あのちっちゃいエリアではないと、エレクトロンも含めたところだとかこういうふうに言ったんでありますが、今聞きますと九つもやっているんですよ、町長。九つもエリアを申請していると。町長は、施政方針の中で企業の誘致をしると。そこどこだと言ったら、町長も書いているわけでありましたが、インターチェンジ付近だと。そいつはちっちゃなエリアでないと。東京エレクトロンも含めたところだとかいうことでありますが、今課長の答弁からいきますと九つの地域、松島町ほとんどね、松島にもある、高城にもある、手樽にもあるということなんですよ。町長までわかっているんですか。町長、わかってこれ出させたんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 私も見ても、その地区を出せというふうにしております。若干、ちょっと誤解もあるのかなというふうには思うのですが、全体の土地利用の中でインター周辺については、その企業なり流通関係の立地を進めると言っただけですけども、個々のケースになれば何もそこに限るわけではなくて、これまでの実績のある部分とか、あとはまたもっと小さな部分についても、これは出した方が有利であるというふうに判断をして、その小さなものも含めて出させているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうしますと、このエリアの人たちには話か何かされているのかどうかですね。九つの地域には、ここに来てと言ったら地権者と話したらだめだったとかいうふうなことがあり得るのかどうかです。エリアを決めたら大体ちっちゃな地権者個々にでなくてもですね、ここにそういうふうなものを集積したいとかいうふうになったときに、じゃ、初めて聞いたよと、おら初めて聞いたと、そんなこと知らねえよと、町で勝手にやっただとかいうふうにはなりませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この特区につきましては、本来であれば企業なり今そういった事業所なりの立地が相当程度担保されるものというふうな条件が最初あったんですよ。それだと何も出せないような話になりますので、こちらとしてはある程度こういうところでやってほしいなというところも含めて出しておりますので、必ずしもそこの所有者の方に同意をとっているということはないわけです。そこまでの担保はないんです。そこまでの担保がなくても県の方では出してもいいというふうなお話でしたので、可能性のある部分については、ものづくりに関して可能性のあるところについては区域を設定して出しているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 新聞で皆さんもご存じだと思うんですが、栗原、若柳ですね、こういうところには工業団地をつくれますよとこういうふうなことで、これもものづくり特区の申請をした中でこういうふうなところにこういうふうなものをつくれますよとこういうふうなところまでいっているわけでありますが、今から夢みたいな話をしてですね、そして企業さん来てくださいと言っても来るのは大変だろうと思うわけですよ。だから、そういうふうな企業に働きかけをする前にですね、そういうふうな地域としてこのどこの何番はだれのものだから、そいつさいいのか悪いのかでなしに、その地域としてこういうふうな企業の集積をしたいとこういうふうなことで地域にお話をしておかなければならないのではないかと。議会も全然わからないわけです。初めて聞いて、ああ、んで何カ所かあんだなどですよ、わかっただけですね、説明も実際ないわけですよ。ただ、新聞でこの県内の34市町と県と一緒に出してとこういうふうなことを新聞で知っただけで中身はわからない、今、この間聞きましたら、いっけんばってなく出したと、出すんであればどういふふうな企業を誘致したいのかなと、町としてですね。町長は前のときには地場産品のような生産設備の誘致をしたとかですね、いろんなことを言っているわけでありますが、ここだともものづくりしか特区の申請はしていないと。地場産品の生成も当然ものづくりになるんだと思うわけでありますが、ここの中からいくとですね、そういうふうなことでありますと、余り期待できないのかなとこんな感じをしているわけでありまして。そこで、どうなんでしょうかねとこうなるわけでありまして、そうすると松島は323地区のうちの九つは出していると、県でもそいつをある程度国の方に一緒に出したとこういうふうな理解していいんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） そうでございます。この323カ所の中にはですね、熟度といいますか先

ほど言ったように、議員おっしゃられるように、私は実態よくわからないですけれども、新聞でそういった企業が来るよというふうな担保がとれているところもありますし、またそうでないところもあると。結構幅広いと。それは、本来であれば、普通の状態であれば恐らく我々の方から出していったその箇所についてはなかなか認められないんだろうと思うんですよ。国にしても県にしても事業性の担保というのは相当求めますからね。だけれども、こういう機会なんで、こういう機会といいますか震災の後、復興のために必要だということで相当緩いといいますか甘いものについても認めていただいたというふうなことがあるのかなというふうに思っております。松島としてどういった産業がいいのかなということについては、前にも言ったかもしれませんが、エレクトロンがあるというようなことで電子機器関係、また地産地消とかの話もありますし、食品関係ですね。あとは、森林組合とかも充実していますから木材関係、またあとはクリーンエネルギー関係のものについてはこれからの社会の中で重要なものになってくるというふうに思いますので、そういったものあたりがいいのではないかとこのふうには考えております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長、今、エレクトロンの話も出たわけではありますが、エレクトロンは完全にあっちへ行ってしまうと、町長もそう承知しているんだと思うんですが、エレクトロン関係に関連企業になるのかどうかわかりませんが、県を通しながらそういうふうなところに働きかけはしていただけるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） エレクトロンの関連企業には働きかけはしておりません。今のところは。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると何ですか、県の方は町が直接業者なり何なりを探す、県も一緒になって探してくれるんだと思うんですが、ただ指をくわえて待っていて業者さんが、企業が来るわけでないと思うんですが、直接交渉というのは必要だと思うんですが、県の機関にそういうふうなことの働きかけはしていただけるんですか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） しています。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） まあここを見てもみますと、ほかのところではもっと市町として一生懸命になって働きかけをしながら企業をバックアップしているところというのが新聞に出てい

るわけですね。うちの方はただ業者さんの水面下で話をして、そして組んであんめかと、こんなところでしょうか。それとも、うちの方ですることはここまでしてあげるよとか、交渉している企業にそういうふうなところまでやられているのかどうかですね、お聞きをしたいわけでありませう。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今のところ複数といってもそんなにいっぱいなところと話しているわけではありませうし、また、同時並行的に何か所としてうまくいくのかどうかというのもありますので、まずある程度絞ってお話をしているところですがけれども、企業側ではこれまず復興特区、復興関係の今回特区の適用になるのかどうなのかというのが一番心配しているところですね。そこで最低でも固定資産の減免とか法人税の減免とかそういったものが必要であるということからすると、今回うちの方で特区の申請をして認められているという実績もありますので、それはまず言えると思うんですね。ここは共通のスタートなんで、そこから先どうするのかというのがあるんですよね。メニューについてまだこれだというふうなのがないです、正直言って。研究していかななくちゃと思うんですが、ただ、企業立地で補助金を出すとか、例えば大和なんかでやっているやつがあるんですが、あれについてはなかなか松島としては財源的には難しいのかなというふうに思っているんですよね。結構苦しい戦いになるのかなというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） まあ企業は初期投資を抑えて、そして企業収益を上げながら払っていくというふうな考え方が強いわけですが、今ね、企業はね。だから、そうしてくるとね、そういうふうなものを思い切ってる。しなければ、税制はこの特区でもうやられる、それはあるわけでありませうが、さらに町としてそういうふうな優遇措置を考えるというふうなことにならないと、優遇措置の余計あるところでいいところに行くということになると思うんですよ。ただ松島は名前あるから企業さんが来るんだという今時代ではないと思うんですよ。そうしたときに、町としてこういうふうな優遇措置をしますよと、少しぐらい無理してもですよ、企業に来てもらって長いスパンで考えれば税金で上がってくると、だからその分3年だり5年だり分を何とかするよと、さらにこの間視察のやつでも言ったんでありますが、企業さん来るんだらば土地の買収と一緒に買って買収をしてあげますよと、こういうふうなこととかですね、そういうふうなメニューを出して、そして企業さんと交渉しなければですね、企業は来ないと思うんですよ。今まで一生懸命になってやっても来ないのはそういうことが

あるから来ないのではないかと思っているわけ。だから、この特区を活用したそういうふうな企業誘致活動をしていかなければならないのではないかとこんな感じで質問をさせてもらっているわけですが、そういうふうなものに今から往々ですね、そういうふうなものを今から考える、施策を考える気がありますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） あります。それをやっていかないと競争に負けるのではないかというふうに思いますね。役場の組織内でも、どうしても人員とかの制限もあってですね、必ずしもそれ向きの組織にはし切れていかなかったというふうには思っておりますので、そこら辺も含めて考えていきたいと思ひますし、また、しっかりいろんな企業のデータをとりながら、その企業の業績なんかを見ながらこちらからアプローチをかけていくと、それは県から紹介してもらっているだけではなくてやっていかなくちやいかんというふうに思っております。

あと、企業誘致の際のこちらは提供できるメリットというようなことでは、必ずしもお金だけでなく、例えば働く人がどのくらいいるのかとか、良質な労働力、松島にはあるよというふうなことでそういったアピールも結構きくんだというふうな話は聞いていますので、その労働力の質の向上のために、例えば、例えばの話ですけれどもね、研修をするとかそういったこととして、これだけの数の良質な労働力になる人たちがいますよというふうなやり方もあるのかなというふうに思ひますので、そういったところも考えながら松島町のメリットというものを生み出していきたいなというふうには思ひていますね。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） エレクトロンさんが来たときは、今町長言ったように良質な従業員が確保できると、東北大がありますんでですね、だから宮城県に来たと。宮城県は松島がいいと、こう地の利もよくてですね、そういうふうなことがあったわけで。だから、確かに働く従業員の質ですね、そういうふうなものを確保する。だから、学校に工業系のやつをつくったとかですね、そういうふうな県内でもあるわけですよ。だから、そういうふうなものからいくとですね、そういうふうな人材が確保できるのかどうかというようなことの調査もしておかなければならないのではないかと。そういうふうなことはしていないわけでしょう、今。そうするとね、来てからそういうふうなことを言われたら、ああ、私の方は何もしていませんと、皆さんに来てもらってから考えますというふうなことではね、町長ね、遅いのではないかと。だから遅くなるんでないかと。まあ本気というのは2回も出たんで私はきょうは本

気は言いませんが、本当に本気という言葉がいいのかどうか分かりませんが、そういうふうな対応もしておかなければ、そのために人がいないんだったら人入れても仕方ないんじゃないかと。そのためにですよ。そういうふうなことであれば、そのために必要なんでないかと。ここが、特区の何は、ある程度落ち着いたら企業も何も来ませんよ。だから、落ち着くまでの間、ここ3年や5年中のことだと思うんです。そこまでやらなければ企業さんは喜んで来ないんじゃないでしょうかね、町長。どう考えますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） そうでしょうね。そういうふうに私も思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうだとすればですね、今からでも遅くないんで、十分にお考えをいただきたいというふうに思うわけでありまして。

それからね、町長、特区の話はこのものづくり特区は宮城県と34市町で共同申請したわけですが、今新聞をにぎわしている水族館、塩釜、仙台で水族館をすると、誘致したいというふうなことであるわけですが、松島の水族館は塩釜か仙台に出たら、松島の水族館は維持できないと思いますよ、このままでは。そうするとね、20万、30万来ている観光客が来なくなるんですよ。仙台はアンパンマンミュージアムが出たりですね、水族館誘致する、それからパンダもね、あんなに観光客が来て、そしてびっくりするほど仙台にお客さんが来ているわけですよ。そして、学会も何も開かれて、国際的な会議が開かれて、お客さんどんどん来ている。それでもどんどん観光施設を、お客さんの入れ込む施設をつくろうとしているわけです。私の方は何もなくてどんどんなくなっていくわけでありましてから、町長、そういうふうなことからいくとね、塩釜だけでなしに観光関係の特区が必要になってくるのではないかと私思うわけでありまして。さっきの質問にもあったんでありますが、大変、観光客、国際観光、国際観光と、100万人も200万人も来ないんですよ。そうすると、国内観光をどうしていくかということだと思うんですよ。そのときにパンダだの水族館出てアンパンマン出れば、修学旅行か何だの来なくなるんですよ、ここに。松島はオルゴール館もだめになる、水族館も今度抜けていくということになったら、どうするんですか。町長は東北を牽引する、宮城東北を牽引する観光の地域産業として育てていくんだと。町ですもの何もないんです。パノラマハウスを直すぐらいで、ハードの面ではですよ、あとはソフトにしかならないと思うんです。そのときに民間企業を誘致する、誘致させる、そのための施設というのは必要になると思うんです。そうしてきますと、松島は特別名勝の網がかぶっているもので

すから、それを一番最小限にしてもらうのには特区を申請して、そして何をするかを決めて
ですよ、特区を申請してやらなければならないのではないかなとこう思うわけではありますが、
そういうふうな考えは全くありませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 全くないわけではなくて、特区というのが企業誘致に必要だといひます
か有利な条件を提示するわけですから、先ほどお話にありましたものづくり特区、この中に
観光は入っていないので、観光関係で特区というのは十分考えられると思います。ただ、塩
釜の水族館の話にしても、ある程度企業立地の担保というのが必要になってくるのかなとい
うふうに思っているわけなんです、この場合には特に。松島海岸地区で特別名勝の区域指
定かかっているから何もできないというわけではなくて、今のものと同規模、同程度、ほぼ
同内容のものであれば立地できるということはありますから、今、松島海岸にあるホテルと
か、それから博物館的なもの、そういったものについては立地することは可能だというふう
に思っていますので、ある程度民間で動きがあればそれに呼応して特区の話を進めるとい
うことはあるのかなというふうに思っております。

ちなみに、仙台市のいろんな例にしても、行政の自治体が自己でやるというものはないわけ
です、やっぱり民間の事業者に対して来ていただく、その状況の中ではいろんなケース考
えられますけれども、仙台市も自分でそんなに動いたかどうかはよくわかんないです
けれども、やはり仙台市で動く以上には動きたいなというふうには思っていますけれども、
民間の立地というものが前提で、ある程度の担保というのが前提だということでご理解いた
だきたいと思ひます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長はそう言うんだけどね、松島水族館が仙台に行くと言ったとき
に、10億円出資してそしてやりますよと言っているわけですよ。だから、町はまあ10億円も
出す余裕はないとしてもですよ、町も積極的に一緒になって入って存置運動をするとかです
ね、そういうふうなことをやっていかなければどんどんなくなってくる、なくなってきた、
ああ松島や松島やではどうにもなんないような気がするわけですよ。町長ね、ニジェゴロド
も世界の湾ですね、美しい湾、全然町で手をかけるところがないわけでありまますから。そう
すると、そういうふうなもので町は手をかけていかなければですね、どうにもならないんじ
ゃないかとこう思うわけですよ。そいつが町は全くね、そして世界に東北に誇れる町を、観
光地をつくるんだと、どんな町をつくっていかれるのかと。結局ね、ソフト面でしかできな

いんですよ。そうするとハード面なのは町でできないからどこか企業なり何なり来てほしいと、町ではこういうのが必要なんだよと、こういうことをやらなければどうにもならないのではないかとこう思うわけです。そうすると、さっきの9カ所でないけれども、どこか町として探して、こういうところに町として何かを張りつけたいとこういうふうなものがですね、専門的なご意見も必要だと思いますよ。そういうふうなことをして特区の申請でもしない限りはですね、松島はまだまだ客が減っていくのではないかなと思って心配をしているわけですよ。そういうふうな考えはありませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島海岸も思い起こせばこれまで数十年間、発展というか変化をしてきたわけなんです。私が小学生のころにはですね、遊覧船と瑞巖寺と水族館だけというようなどころだったわけですがけれども、その後歴史館ができたりですね、あとまたオルゴール館ができたり、あとガラス館とかできたり、また円通院さんなんかも頑張って整備したりというようなことがありまして、そういった各施設ができることで松島が変わってきているということがあるんだと思うんですよ。観光客のカウント数というのは、まあきつとご存じでしょうけれども、各施設ごとの入場者数なりを足し合わせるということになりますので、観光者数を増やすためには施設の立地を図っていくと、施設の立地が条件というふうな実質的にはそういうふうになっているわけですね。これは最近ですけれども、十二支記念館さんが出店なされたりしておりますね。オルゴール館はだめになりましたけれども、そういったやはり波があるので、それを有利なときに引っ張ってくるというふうな作業が行政としても必要だろうと。そのときにいろんな行政で解決できる問題とか、例えば人と人をつなぐ役割とかそういったものについては、行政としてやっていくと企業立地の促進になるというふうに思っておりますので、そういったところで動きたいなというふうに思っています。

海岸地区での観光特区の設定なんです、北部地区とか特別名勝の区域外れたところであれば大きくぐくつというふうな話是可以するんですけども、海岸地区については特別名勝の区域に入っていますので、特段担保が何も無いままにぼんとかけるというふうなことはできませんので、企業立地がある程度担保性が出てきた段階でそういったご相談に応ずるといふことにならざるを得ないと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） ガラス館も国の金をつぎ込む、町もそれに同調して、そして融資を受けさせる、そうしてできたんですよ、あれもね。だから、そういうふうな町でこういうふうな

ものを、今どうなのかわかりませんが、町ではこういうふうな事業を推進するためにこういうふうなメニューを用意しますよとこういうふうなものが出てこないとですね、企業さんは来ないんでないかと。だから、そのためには海岸通りには今ないわけでしょう。水族館ぐらいで、水族館いなくなったらと言ったってまだいなくなるわけですから。だから、水族館にもそういうふうな交渉をすとかですね。それから、裏に行きますと湯の原方面ですね。その辺には観光バスでもとめる駐車場でもいっぱいあればですね、その辺だって観光地になり得るわけですよ。そうすると、何かそういうふうなところに特区の申請をしてですね、企業を誘致をすると、観光企業を誘致すると、こういうふうなことであれば松島もいいのではないかなとこう思ってこの特区制度について質問をしているわけでありまして。観光産業ですね、民間投資を呼び込まなければどうにもならんと、町長言うとおりでと思うんですよ。だから、民間投資を呼び込むにはそういうふうなメニューを示してですね、町としてメニューを示して少しぐらい痛みがあっても我慢をしてこたえてやるとこういうふうな姿勢が一番必要なのではないかとこう思うわけでありまして。余り難しいこと言っても、しなければどうにもならんわけでありましてから、町長はそういうふうなお考えがあるかどうかだけお聞きして、終わりにしたいとこう思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 企業誘致を進める際にその利点というのを打ち出さなければ競争に負けるというふうには思っています。これはさっき申したとおりでございます。ただ、その中身についてそんな特効薬が今のところないのでですね、そういったものを考えながら、あとあっちこっちの例も見ながらですね、松島独自のものが打ち出せばいいなというふうには思っています。努力したいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 答弁いただきましたがですね、特効薬を探してくださいよ。特効薬を探さなければですね、ああ、特効薬あったんだな、そう言われればあったんだなんてほかのところに行ってから言っても仕方のないことでありますから、そういうふうなものを探してアピールすると。内外にですね。日本ばりでなくていいわけでありましてから、外国でも何でもいいわけでありましてから、そういうふうなアピールする、そして特区をしておく、そういうふうなことをしながらですね、そういうふうなことが必要なのではないかと思っておりますので、そういうふうなことを十分お考えをいただきましてですね、行政を進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。一般質問は継続中ですが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。

一般質問は3月15日に延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

じゃ、色川さんの一般質問はあす15日10時からということでお願いします。

本日の会議を終わります。

延会します。ご苦労さまでした。

午後3時53分 延 会